

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年3月30日
【事業年度】	第27期（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）
【会社名】	ブルーイノベーション株式会社
【英訳名】	Blue innovation Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 最高執行役員 熊田 貴之
【本店の所在の場所】	東京都文京区本郷五丁目33番10号
【電話番号】	03-6801-8781（代表）
【事務連絡者氏名】	経営管理本部長 佐野 友義
【最寄りの連絡場所】	東京都文京区本郷五丁目33番10号
【電話番号】	03-6801-8740
【事務連絡者氏名】	経営管理本部長 佐野 友義
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第23期	第24期	第25期	第26期	第27期
決算年月	2021年12月	2022年12月	2023年12月	2024年12月	2025年12月
売上高 (千円)	725,680	908,399	1,264,574	1,223,237	1,051,466
経常損失 () (千円)	393,870	341,454	295,670	392,019	561,271
当期純損失 () (千円)	394,997	345,123	299,270	394,719	635,461
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	100,000	214,998	695,682	695,682	797,424
発行済株式総数 (株)	3,174,807	3,279,351	3,939,051	3,939,051	4,025,671
純資産額 (千円)	480,566	365,968	1,028,066	633,346	205,261
総資産額 (千円)	1,039,888	937,121	1,785,080	1,342,818	1,402,723
1株当たり純資産額 (円)	151.37	111.60	260.99	160.79	50.02
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり当期純損失 () (円)	124.42	106.01	90.35	100.21	160.55
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	46.2	39.1	57.6	47.2	14.4
自己資本利益率 (%)	-	-	-	-	-
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	-
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	282,436	365,236	320,202	494,231	327,710
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	52,145	12,551	30,673	37,469	27,896
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	400,000	229,996	1,045,643	21,865	675,318
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	675,095	527,304	1,222,071	668,505	988,216
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	69 (6)	65 (6)	69 (9)	71 (9)	68 (7)
株主総利回り (%) (比較指標：東証グロース市場250指数)	- (-)	- (-)	- (-)	34.9 (91.2)	74.9 (95.6)
最高株価 (円)	-	-	2,200	1,775	3,070
最低株価 (円)	-	-	1,421	500	512

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社を有していないため記載しておりません。

3. 第23期及び第24期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり当期純損失であるため、記載して

おりません。第25期から第27期までの潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。

4. 自己資本利益率については、当期純損失であるため、記載しておりません。
5. 第23期及び第24期の株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。第25期から第27期までの株価収益率については、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。
6. 1株当たり配当額及び配当性向については、無配のため、記載しておりません。
7. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は年間の平均人員を()内に外数で記載しております。
8. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第24期の期首から適用しており、第24期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
9. 第23期から第25期までの株主総利回り及び比較指標については、2023年12月12日に東京証券取引所に上場したため、記載しておりません。
10. 最高株価及び最低株価は東京証券取引所グロース市場におけるものであります。
なお、2023年12月12日をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については記載しておりません。

2【沿革】

当社は、1999年6月に、現社長の熊田貴之の父、熊田知之が日本企業の工場の中国進出をサポートするために、当社の前身である有限会社アイコムネット（以下、アイコムネット）を設立して、事業を開始しております。2001年8月に、現社長の熊田貴之がアイコムネットに入社し、大学院在学中に研究を行っていた海岸防災（失われた海岸を復元する先端技術の開発）に関わる受託事業として海岸防災コンサルティングサービス事業を開始しました。当該サービスの中でドローンを活用し災害直後の空中写真を撮影する「ドローンを活用した海岸モニタリングシステム」を東京大学と開発したことをきっかけとして、ドローンにおける知見を蓄積し、今後の社会課題を解決するソリューションとしてドローンが有用であると確信して、ドローンを主としたソリューション事業の提供を展開するに至りました。2013年4月には、よりドローン事業を推進する方針を示すために社名を現在のブルーイノベーション株式会社に变更しており、現在では人が実施していた設備の点検、物流等の業務を、ドローンやAGVで代替して実施することにより効率化や安全化、省力化を図ることを目的としたソリューションの提供を行っております。

設立以降の当社に係る経緯は、以下のとおりであります。

年月	事業の変遷
1999年6月	有限会社アイコムネットとして会社を設立
2001年8月	防災環境事業（海岸コンサルティングサービス）を開始
2008年4月	「航空写真・映像事業部」（ドローンの空撮サービス）を開始
2010年3月	本社所在地を東京都江東区青海へ移転
2012年1月	本社所在地を東京都千代田区神田錦町へ移転
2013年4月	株式会社に改組し、社名をブルーイノベーション株式会社に变更
2014年7月	一般社団法人日本UAS産業振興協議会（JUIDA）の設立に参画
2016年5月	ドローン専用飛行支援地図サービス「SORAPASS」サービスを開始
2016年9月	東京都板橋区に「Drone Lab ITABASHI」を開設
2017年3月	東京電力ホールディングス株式会社、株式会社テプコシステムズと共同で電力設備を自動点検する「ドローン飛行支援システム」を発表
2017年12月	本社所在地を東京都文京区本郷に移転
2018年1月	ドローン統合管理システム「BEP（Blue Earth Platform）」を発表
2018年3月	Flyability SA（スイス）と業務提携し、狭小空間での飛行に最適な、球体ガードで覆われたドローン「ELIOS」による屋内点検分野での新たなソリューション・サービスをスタート
2019年9月	Flyability SAが製造する全ての製品に関する日本での販売に係るReseller契約（以下、国内独占販売契約）に基づき、球体ドローン ELIOS 2の提供を開始
2020年9月	JUIDAが新設する「プラント点検上級操縦技能証明証」に参画
2021年2月	工場・プラント施設点検向けドローンのリース契約を開始
2021年5月	送電線に沿ってドローンが自動飛行・撮影する「送電線点検用ドローン自動飛行システム」を開発
2021年6月	用途に必要なBEPの機能、デバイスを選り出した「BEPパッケージ」を開発、提供開始
2022年1月	トッパン・フォームズ株式会社（現、TOPPANエッジ株式会社）と共に、AGV自動巡回点検ソリューションの提供を開始
2022年2月	ISMS認証（ISO27001）を取得
2022年3月	ロボットオフィス清掃ソリューション「BEPクリーン」のトライアルサービスを提供開始
2022年4月	AGV自動巡回点検ソリューション「BEPサーベイランス」のトライアルサービスを提供開始
2022年6月	Flyability SAとの国内独占販売契約に基づき、球体ドローン ELIOS 3の提供を開始
2022年11月	送電線ドローン点検ソリューション「BEPライン」の販売とソフトウェアの月額課金サービス及び委託点検サービス提供を開始
2022年11月	全自動ドローン運航・管理システムによる「津波避難広報ドローンシステム」の本格運用を宮城県仙台市で開始
2023年2月	ドローン飛行日誌作成・情報管理サービス「BLUE SKY」の提供を開始
2023年6月	物流用ドローンポートの設備要件を国際標準規格化「ISO5491」
2023年12月	東京証券取引所グロス市場に株式を上場
2024年2月	AGV自動巡回点検ソリューション「BEPサーベイランス」の正式サービス提供を開始
2024年6月	広域巡回を自動化する「BEPポート ドローン自動巡回システム」のトライアルサービス提供開始
2024年10月	MFLP・LOGIFRONT東京板橋内に新たなR&D拠点「クラウドモビリティ研究所」を開設
2025年5月	自治体向けに、Jアラート（全国瞬時警報システム）と連動し、災害発生時の避難広報及び現場の状況把握を自動化する「BEPポート 防災システム」の本格提供を開始

一般社団法人日本UAS産業振興協議会（Japan UAS Industrial Development Association）の略称。日本の無人航空機を含む次世代移動システム産業の振興を目的として、2014年7月に設立。東京大学名誉教授鈴木真二氏が理事長を務める。

3【事業の内容】

当社は、複数の自律移動ロボット（ドローン（ 1 ）やAGV（Automated Guided Vehicle）（ 2 ）などを指す）を遠隔で制御し、統合管理するためのソフトウェアプラットフォーム（ 3 ）であるBlue Earth Platform（以下、BEP）を基軸に、人が実施していた設備の点検、物流等の業務を、ドローンやAGVで代替して実施することにより効率化や安全化、省力化を図ることを目的としたソリューションの提供を行っております。

BEPとは、センサモジュールとソフトウェア（アプリ、クラウド）で構成された当社開発の統合的なシステム上のプラットフォームのサービス総称です。顧客の課題に対応して、ドローンの機体とセンサ、並びにソフトウェア開発の適切な組み合わせを、BEPの環境下で開発した上でソリューションとして提供していることから、各ソリューション名に「BEP」の名称を冠しております。「BEP」の環境下で、顧客の要望に合わせて、ドローン等の自律移動ロボットの移動・遠隔制御・デバイスとの連携等の「動かす」こと、ドローン等の取得した情報の保存・連携・監視等の「集める」こと、ドローン等の運行管理・挙動の解析等の「管理する」ことを実現しております。

特に足元では、社会課題として、インフラ老朽化による点検需要の増加が著しく、弊社としても点検ソリューションが主要事業となっております。点検業界においては、人件費高騰に伴う点検コストの増加、一方で危険作業におけるノウハウの属人化や労働力不足が発生しているものと当社は認識しており、それに対して、当社はドローン導入のソリューションを提供することで、業務の安全化、効率化、低コスト化の実現という価値を提供しております。また、併せてドローンパイロットの育成に関する教育ソリューション事業も行っており、ソリューションの提供に加えて点検等に必要パイロットの提供にも関わっております。その他、ドローン、AGVを利用したソリューションの提供も行っており、将来的には、BEPにドローン、AGVの全てが接続されて、自律した運用を実現することで、スマートで新しいまちづくりの実現を目指して事業を展開しております。

当社の事業は、ドローン関連事業の単一セグメントであるため、以下に当社の主要なサービスの内容を記載いたします。

1. 事業ドメインの全体像

当社の事業は、主にドローンを基軸として、点検、ポート、教育及びネクスト（新規ソリューション創造）の4つのソリューションを提供しております。2025年度における各ソリューションの売上比率は、点検が55%、ポートが24%、教育が19%、ネクストが2%です。

(1) 点検ソリューション

点検ソリューションでは、ドローンを活用しプラント施設の点検を提供する「BEPインスペクション」、ドローンを活用し送電線点検を提供する「BEPライン」、AGVを活用してプラントや製造工場等の自動巡回点検を提供する「BEPサーベイランス」があり、また、それぞれのBEPのソリューションパッケージのソフトウェアサービスでは、撮影した映像や移動ログ、解析データを提供するサービスも含まれます。

(2) ポートソリューション

ポートソリューションでは、ドローンが離発着するドローンポートを製品化した「BEPポート」の実証サービス、Jアラートと連動して、津波注意報以上が発令された際に、ドローンポートからスピーカーやカメラを搭載したドローンが自動的に発進し、上空から自動音声で避難指示を伝達する「津波避難広報ドローンシステム」を提供します。

(3) 教育ソリューション

教育ソリューションでは、ドローン操縦の基礎教育を提供する「BEPベーシック」、ドローンを活用した様々なソリューションの教育を提供する応用教育、ドローンパイロットに必要な情報を提供するドローン専用飛行支援地図サービス「SORAPASS」等を提供します。

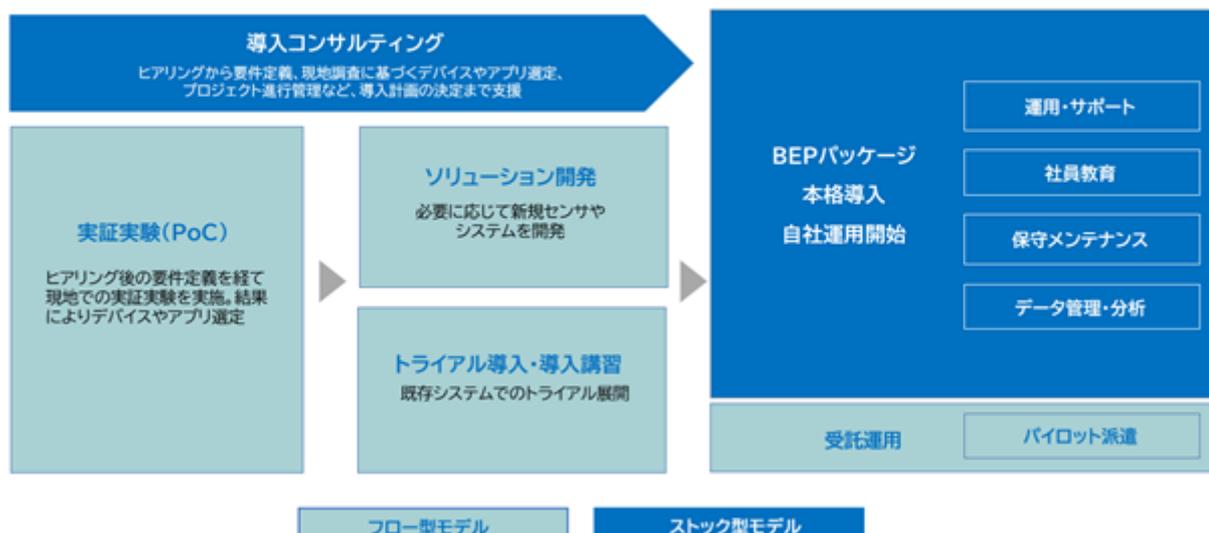
(4) ネクストソリューション

ネクストソリューションでは、次なる事業の柱になる新規ソリューションの創造を行っており、様々な実証サービスを提供しています。

当社は、上記各ソリューションについて、BEPを軸としたパッケージを作り顧客にソリューション提供しており、具体的に各ソリューションのBEPパッケージの導入コンサルティング、実証実験から、導入講習、トライアル導入、本格導入、保守メンテナンスを、販売又は継続収益形態（ドローン機体のリース契約又は点検サービスの月額課金形態）によるサービス提供を行っております。

以下に、ソリューション提供における当社の顧客獲得から導入の一般的な流れを示します。

導入検討から運用まで
顧客ニーズに即した段階的サービスを一貫して提供



各業務の項目・概要は次のとおりとなっております。なお、下表については、点検ソリューション、ポートソリューション及びネクストソリューションに該当するものであり、教育ソリューションについては該当しておりません。

サービス項目	期間	サービス内容
・導入コンサルティング	6か月～1年	法人向けにBEPパッケージ導入のコンサルティングを行い、コンサルティングに関する業務委託料を売上として計上しております。委託料は、月額固定金額での契約と一括契約があります。
・実証実験(PoC)	1日～6か月	法人向けにBEPパッケージ導入の実証実験を行い、実証実験に関する業務委託料を売上として計上しております。
・ソリューション開発	6か月～3年	導入コンサルティングや実証実験により活用方針を明確にし、必要に応じて要件定義を実施後、BEPパッケージに新規デバイス(IoTカメラやLiDARなどのセンサ類)の接続やソフトウェアのカスタマイズ開発(顧客専用画面や顧客システムとの連結等の開発)を行い、業務委託料を売上として計上しております。
・トライアル導入、導入講習	1か月～3か月	本格導入前の試用期間として、一定期間BEPパッケージを提供します。また、法人向けの社員教育プログラムを提供し、特にドローン活用したBEPパッケージの場合は、技術や法律などパイロットの品質を維持向上する内容を提供します。コンサルティング料もしくは業務委託料を売上として計上しております。
・本格導入	1年契約 (自動更新)	ドローン等の機体、センサモジュール、ソフトウェア(運航計画と移動ログ記録、映像記録等)の販売又は継続収益形態(ドローン機体のリース契約又はソフトウェアの月額課金形態)によるサービスを提供しております。また、付帯して保険や代替機提供、保守メンテナンスサービス等も提供する場合があります。販売の場合は、一括して販売個数に応じて売上に計上しております。継続収益形態の場合には、業務委託料、リース料等を売上として毎月計上しております。
・受託運用(ドローンを活用したBEPパッケージのみ)	1日ごと	単日等の期間を定めたスポット対応で、ドローンを保有していない法人にドローン運用サービスを提供し、保有している法人にはパイロット派遣サービスを提供します。ドローン運用サービスの業務委託料を売上として計上しております。

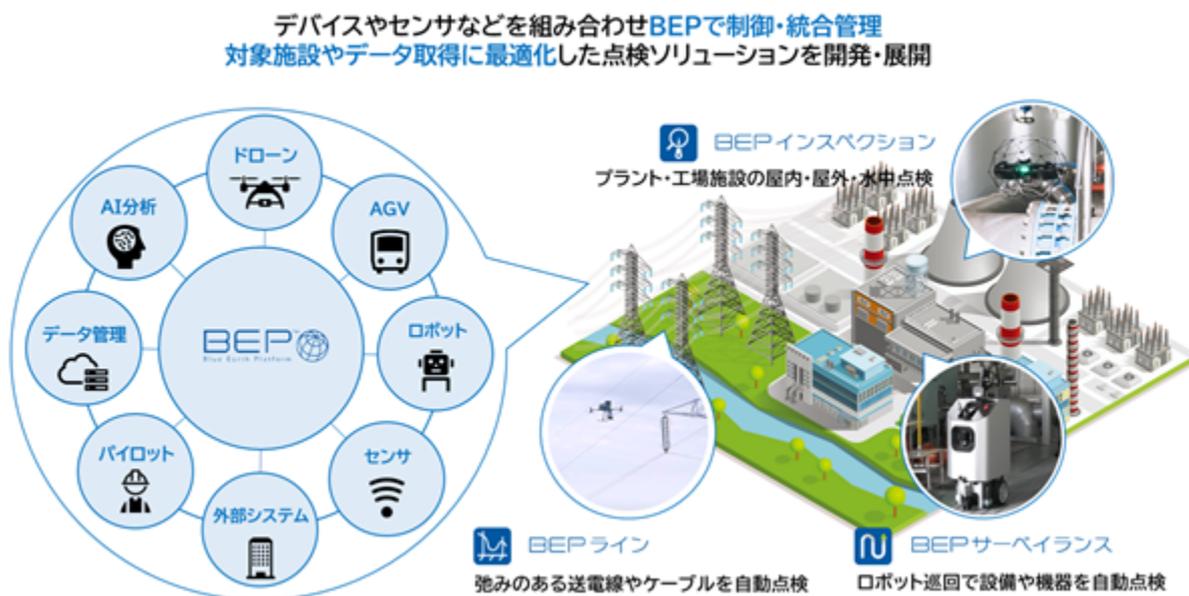
教育ソリューションについては、主に基礎教育事業と応用教育事業があり、JUIDAと連携した基礎教育事業においては、JUIDAから業務委託を受けたドローン教育関連の業務委託料（ストック型）を売上として計上しており、応用教育事業においては、ドローンに関する講習の業務委託料（フロー型）を売上として計上しております。

2. サービス内容

各ソリューションによる詳細なサービス内容は以下のとおりです。

(1) 点検ソリューション

点検ソリューションは、プラント点検「BEPインスペクション」、送電線点検「BEPライン」及び自動巡回点検「BEPサーベイランス」を提供しております。「BEPインスペクション」は、全国の石油化学プラント、製鉄所、水力・火力発電所、ゴミ処理場等の屋内施設を中心に、点検運用サービスの提供とドローン・ソフトウェアを販売しております。「BEPライン」は、東京電力などと開発した送電線検知可能なセンサモジュールとソフトウェアを電力会社向けに販売、提供しております。「BEPサーベイランス」は、火力・水力発電所、鉄道車両等の屋内施設に対し、実証実験とAGV・ソフトウェアのトライアルセットを販売しております。点検ソリューションは、東京電力や九州電力をはじめとした一般電気事業者などに対し実証実験を実施しており、そのうち数社についてはトライアル導入、本格導入へと順次展開してまいります。



各ソリューションサービスにおけるドローン・AGV等の活用ニーズは以下のとおりとなります。

ソリューションサービス	クライアント	顧客課題	ドローン・AGVによる解決方法
プラント点検「BEPインスペクション」	電力会社（火力・水力発電所） 石油化学会社 製鉄会社 環境プラント	<ol style="list-style-type: none"> 1) 作業員が危険な狭小空間に入る必要があり、危険な点検作業が伴う 2) 足場を組む、クレーンを使う等の日単位の膨大な点検作業が必要 3) 点検に膨大なコストがかかる 	プラント点検のリモート化： 従来は足場を組み、長期間にわたり多額のコストをかけて行ってきた目視点検が、ドローンによる目視点検により、期間短縮及びコスト削減が可能。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 安全性の向上：死亡事故ゼロ 2) 作業効率の向上：足場を組まずに、点検作業可能になり時間短縮 3) コスト削減：点検時の足場やクレーンを設置しないためコスト削減

ソリューションサービス	クライアント	顧客課題	ドローン・AGVによる解決方法
送電線点検 「BEPライン」	電力会社 (送配電部門)	主な一般電気事業者の送電線は、全国で約10万kmあり、定期点検(1~5年に1回)と緊急時(落雷等)点検が必要不可欠。 1) 感電や墜落事故の危険： 送電線点検作業時の事故により、死亡事故なども発生している 2) 山間部は立入り困難、送電停止手続きが煩雑である 3) 多額の送電線点検コストがかかり、今後老朽化により点検コストの増大が見込まれる	送電設備の点検を自動化： ドローンに搭載された対象物検知センサにより送電線を自動検知し、一定距離を保って自動飛行・撮影を行い、ドローンによる送電線の自動点検を実現。 1) 安全性の向上：点検作業の無人化(死亡事故ゼロ) 2) 作業効率の向上：遠隔から近寄らずに点検可能 3) コスト削減：点検を省力化・低コスト化(スマートメンテナンス)
自動巡回点検 「BEPサーベイランス」	電力会社(火力・水力発電所) 鉄道会社	1) 発電所などのプラント施設は、多くの施設・機器があり、点検員がそのすべてを常時監視して異常を発見するのは困難 2) 点検作業員の高齢化と将来的な人員不足 3) 施設老朽化に伴い、異常をできるだけ早期に確認したい	巡回点検を自動化： 従来の発電所点検員が行う巡回を、AGVで代替し、自動巡回点検を実施。各種センサにより、膨大なデータの取得、解析が可能となり、効率化、安全化、省力化、高精度化が実現。 1) 巡回・点検の自動化 2) 点検効率の向上 3) 平時・異常時の遠隔点検

各点検ソリューションにおける詳細は以下のとおりです。

「BEPインスペクション」

当社はFlyability SA(スイスのドローンメーカー。以下「Flyability社」)の日本国内における販売代理店として、衝突に強く屋内で安全に飛行可能なFlyability社の「ELIOS」を使用した屋内の点検ソリューション提供を行っております。ソリューション提供にあたっては導入実証実験又はデモンストレーションを行い、プラント点検の効率化、低コスト化などを検証します。効果を確認後、「ELIOS」の機体を販売又はリース契約、運用サービスとして提供し、3Dモデリングやレポート化が可能な「ELIOS」専用ソフトウェアや保守メンテナンスは継続収益形態によるサービスで提供します。なお、2023年2月より提供開始したBEPを軸として開発した「BLUE SKY」(2)教育ソリューションで後述)は、「ELIOS」の機体に対応し、飛行記録、映像記録のデータ収集、飛行日誌の自動生成、機体情報・バッテリー管理が可能で、現在はJUIDA会員のパイロット向け(個人契約向け)のみに月額課金形態で提供しています。また、機体の販売方法については、顧客への直接販売及び販売代理店を活用した間接販売を行っております。



ELIOSシリーズ

非GPS環境下では一般的なドローンは飛行不可。センサで自動制御しつつ安定飛行が可能な機体を使用。

- | | |
|-----------|--------|
| タンク・煙突内部 | タービン室 |
| 配管ラック・ダクト | 狭小空間 |
| バーナーフロア | 3Dモデル化 |

など



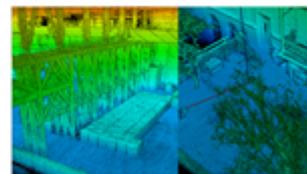
半屋内の入り組んだ場所



GPSの入らない屋内空間



高解像度(4K画質)の動画・写真を保存



点群データを取得・3Dモデル化

「BEPライン」

BEPインスペクション同様に導入実証実験又はデモンストレーションによる効果を確認後、当社が開発した対象物検知センサモジュールを販売又はリース契約、運用サービスとして提供し、センサモジュール専用のソフトウェア（飛行計画と飛行ログ記録、リアルタイム情報、送電線映像記録）・保守メンテナンスを継続課金形態によるサービスで提供しております。販売方法は、顧客への直接販売がメインとなります。

当社は東京電力グループと共同で、送電線点検用ドローン自動飛行システム「BEPライン」を開発し、東京電力管内の支社及び事務所の送電線の点検業務に「BEPライン」を複数台導入し、実用化に成功しております。開発した「BEPライン」の構成は、対象物検知センサモジュールと飛行計画等が可能なソフトウェアとなります（特許出願中）。



独自開発の専用モジュール

専用アプリで簡単操作

- ・ 独自開発のセンサモジュールが送電線を自動検知し、たわみに沿ってドローンが自動飛行。
- ・ 専用アプリで操作や確認も簡単。

送電線



点検員の負担が少ない自動追従飛行



高画質データをその場で確認・共有

「BEPサーベイランス」

発電所や製油所などのプラント工場では、設備の計器の確認やオイル漏れの有無、損害箇所の有無などを定期的に確認する巡回点検が義務付けられています。現状の巡回点検は、人による巡回で行われているため、点検員の高齢化や人員の不足、感応評価による評価基準のバラつきなどが問題になっています。また、設備の老朽化に伴う点検需要の増加もあり、ロボットによる自動化が求められています。

「BEPサーベイランス」は、それらの課題を解決するために、複数台のAGVを活用した自動巡回ロボットを提供しています。サービス提供にあたっては、BEPライン等と同様に導入実証実験又はデモンストレーションを行い、その効果を確認後、AGVを販売又はリース契約、運用サービスとして提供し、AGV専用のソフトウェア（複数台の遠隔制御・一元管理、カメラ、マイク、センサなど搭載デバイスのデータを一元管理、AI解析、5G通信リアルタイム情報）・保守メンテナンスを継続課金形態によるサービスで提供しております。販売方法は、顧客への直接販売及び販売代理店を活用した間接販売を行っています。



±1cm程の誤差で床面を航行し、正確なポジションから対象を撮影。搭載センサを変えることでさまざまな点検に対応。



屋内外を問わず自動走行が可能



自動走行ルートとカメラの方向を設定

- | | |
|------------|---------|
| 低所・中所得 | メーター類 |
| 配管ラック・ダクト | バーナーフロア |
| 360°バーチャル化 | AI解析 |



画像解析により数値が自動で読み取られデジタルデータとして保存



データを取得した周辺状況も合わせて記録可能

各ソリューションサービスの主な顧客は以下のとおりです。

ソリューションサービス	主な顧客名
プラント点検 「BEPインスペクション」	東京電力や九州電力など一般電気事業者、株式会社JERA、出光興産株式会社、ENEOSシステムズ株式会社
送電線点検 「BEPライン」	東京電力ホールディングス株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社
自動巡回点検 「BEPサーベイランス」	東日本旅客鉄道株式会社

(2) ポートソリューション

ポートソリューションは、国土交通省や地方自治体、サービスプロバイダに対して、ドローンが離発着するドローンポートシステム「BEPポート」の開発と導入実証実験を、コンサルティング料もしくは実証実験に関する業務受託としてサービス提供しております。東京都江戸川区、江東区、静岡県東伊豆町、高知県香南市、大分県日田市、千葉県一宮町等で実証実験を実施しております。

当社は、2016年より、国土交通省と共に物流用ドローンポートの開発に着手し、現在、ISO（国際標準化機構）において、TC20/SC16（無人航空機システム）エキスパート、TC20/SC17（空港インフラ）エキスパート、及びvertiport（垂直離着陸用飛行場：ドローンポートと同義）のワーキングドラフト5491のコンビーナ（委員長）を務めております。2023年6月に、150kg以下の物流ドローンにおけるドローンポートの国際標準化（ISO5491発行）に成功し、当社が業界のパイオニアとして推進している事業になります。

また、当社の「BEPポート | ドローン自動巡回システム」を活用した津波避難広報ドローンシステムは、「Jアラート（全国瞬時警報システム）と連動してドローンを自動運航し避難広報を実施するシステムで、設置されたドローンポートからスピーカーやカメラを搭載したドローンが自動的に発進し、上空から自動音声で避難指示を伝達します。これにより、迅速かつ効果的な避難指示・誘導対応が可能となり、地域の安全を強化します。2022年12月より仙台市で運用が開始され、2025年度より千葉県一宮町での運用を開始しており、今後も大規模地震による津波警戒地域を中心に導入が進んでいくことを想定しております。

ポートソリューションにおけるドローンの活用ニーズは以下のとおりとなります。

ソリューションサービス	クライアント	顧客課題	ドローンによる解決方法
ポート 「BEPポート」	国土交通省、地方自治体、日本規格協会、大手自動車メーカーなど	1) 物流業界では、市場規模は堅調に拡大しているものの、慢性的な人手不足に悩まされ、小口配送化により従業員の負担は増大し、人手不足に追い打ちをかけている。 2) 道路の交通渋滞解消、災害時の物資（医療）輸送を実現するため、新たな交通又は物流手段となる、空飛ぶクルマ、ドローンを活用したサービスの実用化のニーズがある（空の産業の創出）。 3) 炭素排出の無い次世代型のエネルギーシステムを搭載した空飛ぶクルマ、ドローンに注目が集まっている（カーボンニュートラル）。 4) 人口密集地、有人地帯の上空で目視外飛行を実現するための制度整備として航空法が改正され（いわゆる「レベル4」）、2022年12月5日以降可能。	空の物流を自動化：当社では、都市内を飛行する小型ドローンに加え、新たに空飛ぶクルマや高ペイロードドローンが離発着し荷物を降ろす固定式（大型）と可搬式のドローンポートを開発し、固定式ドローンポートはスーパーシティ（4）への導入を展開し、可搬式ドローンポートは地方自治体や災害避難所への導入を展開。 1) 空のインフラが整備されることで、道路の渋滞減少、物流事業者の減少対策、災害物資（医療）輸送、CO2削減など社会課題を解決するとともに、新たな空の産業の創出につながる。 2) わが国で、災害時、平時のドローン物流、空飛ぶクルマによる人の輸送が期待される。また、当社はISO（国際標準化機構）においてTC20/SC17（空港インフラ、垂直離着陸用飛行場）ワーキングの委員長を務めており（ISO5491発行に成功）、世界に日本発のドローンポートを普及し、結果として上記ソリューションも普及する。

ソリューションサービス	クライアント	顧客課題	ドローンによる解決方法
津波避難広報ドローンシステム	国土交通省、地方自治体など	南海トラフ地震、関東直下型地震等、今後発生するおそれのある大規模地震とそれに伴う津波発生への防災・減災への対応として、地方自治体等において様々な対策の検討が必要となっている。	Jアラート（全国瞬時警報システム）と連動してドローンを自動運航し避難広報を実施するシステムを展開。沿岸部の施設屋上に設置されたドローンポートからスピーカーやカメラを搭載したドローンが自動的に発進し、上空から自動音声で避難指示を伝達する。これにより、迅速かつ効果的な避難指示・誘導対応が可能となり、地域の安全を強化できる。



固定式ドローンポート



津波避難広報ドローンシステム

(3) 教育ソリューション

教育ソリューションは、JUIDAと連携して以下のサービスを提供しております。

基礎教育「BEPベーシック」

日本におけるドローンの新たな産業・市場の創造支援と産業の健全な発展への貢献を目的として、2014年7月に設立された業界団体のJUIDAに設立当初から参画し、設立メンバーとして法人・個人会員管理業務をサポートしてまいりました。JUIDAは25,000を超える会員数を有する団体へと成長し、世界20カ国以上、30以上の機関と基本合意書を締結し、ドローン教育として日本初ドローン関連ISO規格（ISO23665）発行に成功している国内の有力なドローンの業界団体です。当社は、JUIDAと連携して、民間独自のカリキュラムによるドローン教育を提供しており、2022年に施行されたドローンの国家ライセンスがスタートしたことで、JUIDAは国の登録講習機関等監査実施団体となり、国が認定する登録講習機関（ドローンスクール）を監査する立場となり、当社は国の認定する登録講習機関（ドローンスクール）として、今までの民間独自の講習に加え国家ライセンスの講習も提供しております。

(a) ドローンスクール管理業務の運営受託

JUIDAでは、ドローンの運用にあたり、安全性・信頼性を高めていくためには、操縦士や安全運航管理者の養成が何よりも重要と考え、2015年10月よりドローンの操縦士及び安全運航管理者養成スクールの認定制度をスタートし、全国にJUIDA認定スクールを展開しております。

当社は、JUIDAよりスクール管理業務の一部を委託されており、スクールで提供する教育プログラム作成、講師育成、JUIDA認定資格の発行支援などを行っており、会員数、ドローンスクール数に応じた継続課金形態による運営サービスを提供しております（会員数25,238名、ドローンスクール187校、操縦技能証明証発行33,531名、安全運行管理者証明証発行28,188名（2025年12月末時点））。

(b) パイロット管理システムの提供

パイロットの教育履歴、技能レベル、飛行実績などのデータを適切に管理するため、パイロット管理システム（BEPに連結されたシステム）を開発し、JUIDAに、そのソフトウェアと保守メンテナンスを継続課金形態によるサービスで提供しております。JUIDAの操縦技能証明証又は安全運行管理者証明証の保持者の適正な管理や、依頼したいソリューション案件などがある場合に、具体的なパイロットデータ情報に基づき最適なパイロットを検索し提案することを可能にするシステムとなります。

(c) ドローン飛行日誌作成・情報管理サービス「BLUE SKY」

2022年12月5日の改正航空法施行に伴って義務化されたドローン飛行時の飛行日誌作成や機体情報の管理などを自動化するサービス「ドローン飛行日誌作成・情報管理サービス | BLUE SKY」の提供を、2023年2月より、(b)のパイロット管理システムの会員に向けて開始し、JUIDA会員（個人正会員・個人準会員）には、無料で提供しております。一方、JUIDAには、そのソフトウェアと保守メンテナンスを継続課金形

態によるサービスで提供しております。BLUE SKYは、ドローンのフライトログの自動アップロードやデータ分析、航空局指定フォーマットでの飛行日誌の自動生成、機体・バッテリー管理などがパソコンやスマートフォンなどで簡単に管理・作成・出力できるサービスです。当社のデバイス・情報統合プラットフォーム「B E P」と、米国のリアルタイムフライトストリーミングプラットフォーム「AirData UAV」とのシステム連携により提供されるもので、世界中のドローンメーカーのドローンやアプリケーションに対応しています。

応用教育

プラント点検や基地局点検など点検サービスの実用化に伴い、ソリューション特化型のドローン教育講習のニーズが各企業で高まっております。当社には、法人向け教育プログラム作成、講師提供、認定資格の提供、パイロット管理システムなど、JUIDAとの連携で培った一貫した教育パッケージがあり、これをベースに顧客ごとに、各ソリューション向けの教育プログラムを作成し、コンサルティング料もしくは講習会の業務受託としてサービス提供しております。作成した教育プログラムを顧客と共に顧客内（支社など）、業界内で導入展開すると共に、JUIDAのプラント点検上級操縦技能証明証のように、JUIDA監修の元で業界内での標準化を図り、導入展開を加速する活動も行ってあります。現在、林野庁、大手通信キャリア、電力施設メンテナンス会社、石油プラント、製鉄所、ゼネコン等に提供した実績があります。

ドローン専用飛行支援地図サービス「SORAPASS」

ドローン専用飛行支援地図サービス「SORAPASS」を、約7万人以上のSORAPASS会員（アカウント登録者数）に向けて、基本は無料で一部保険等の有料サービス（継続課金形態）を組み合わせたフリーミアムモデルとしてサービス提供しております。SORAPASSは、国内向けのドローンパイロットのプラットフォーム（B E Pに連結されたシステム）であり、飛行禁止区域MAP、気象情報の把握や飛行申請サポート、ドローンレンタル（有料）、保険などの申請（有料）、パイロット・機体・飛行実績の管理など、ドローン飛行に必要なサービスを提供しております。

各ソリューションサービスの主な顧客は以下のとおりです。

ソリューションサービス	主な顧客名
基礎教育 「B E Pベーシック」	一般社団法人日本U A S産業振興協議会（JUIDA）
応用教育 （森林教育）	林野庁、日本森林技術協会

3. 当社の強み

(1) 屋内点検など、特殊環境下における高い技術力

当社は、屋内施設のように一般のドローンでは飛行できない非GPS環境（5）での点検や、屋外においてもGPS（衛星測位システム）のみでは高精度に点検できない特殊環境での点検に強みがあります。例えば、市販のドローンは、屋外でGPSのサポートを受けて自動飛行するのが一般的ですが、屋内等の特殊環境下ではGPSが入らず、自動飛行できない課題がありました。当社では、特殊環境に合わせたセンサを選定し、複数のセンサを合わせて最適な自己位置を推定する技術（マルチセンサポジショニング：センサフュージョン（6））のアルゴリズム（7））に強みがあり、当社のセンサモジュールを市販の一般的なドローンへ搭載することで、非GPS環境下でも自動飛行が実現可能になります。当社のセンサモジュール搭載のドローンは、当社のサーバー・アプリと連動し、遠隔で飛行制御の指示が可能になり、ドローンの撮影データ、飛行ログ等のデータ管理も可能になります。

また、当社は、世界で競争環境の激しいハードウェアメーカーではなく、どのハードウェアデバイス（ドローン、AGV、ロボット等）とも繋がるのが可能なソフトウェアの開発と提供を行っております。自社ハードウェアにこだわらず、各顧客の特殊環境下に合わせたドローン及びセンサの選定、チューニング及びソフトウェアの開発を行うことにより、最適なドローンのソリューションを提供することが当社の強みとなっております。

(2) パイロット育成ノウハウとネットワーク

JUIDAや官公庁との連携により、法規制や実業務に即したソリューション特化型カリキュラムの共同開発に加え、全国のパイロットのスキルなど管理するシステムや実運用に向けたノウハウを全国に展開しております。また、全国でトータル10万人以上のパイロットネットワークと繋がり、点検ソリューション等のドローンのソリューション提供時において、同時に数十箇所の複数拠点のドローン運用が同時に可能であることが、当社の強みであり、ドローン教育の事業を有することがユニークな業界内のポジショニングにつながっております。

また、当社はJUIDAと連携し、改正航空法施工の1年前にドローン安全ガイドラインを策定し、ドローンの国家資格制度が始まる7年前から操縦技能証明・安全運航管理者証明発行を開始する等、常に業界内で先行して行動し、国策の前例となり貢献してきた経緯があります。

業界をリードする動きができている背景として、当社は、技術、法規制、人材育成の3分野でパートナー連携し、市場を創出する取り組みをしていることが挙げられます。

- ・技術：インフラ企業と事業課題の共同研究開発を行い、ハードウェアメーカーと連携し、ソリューションを創造しています。
- ・法規制：国と連携しガイドライン作成、国際標準化に向けた取り組みを行い、デジュールスタンダード（8）の基盤を作っています。
- ・人材育成：JUIDAと連携し、ドローンパイロットの教育カリキュラムの開発と人材育成を行い、全国に連携可能なパイロットネットワークを作っています。

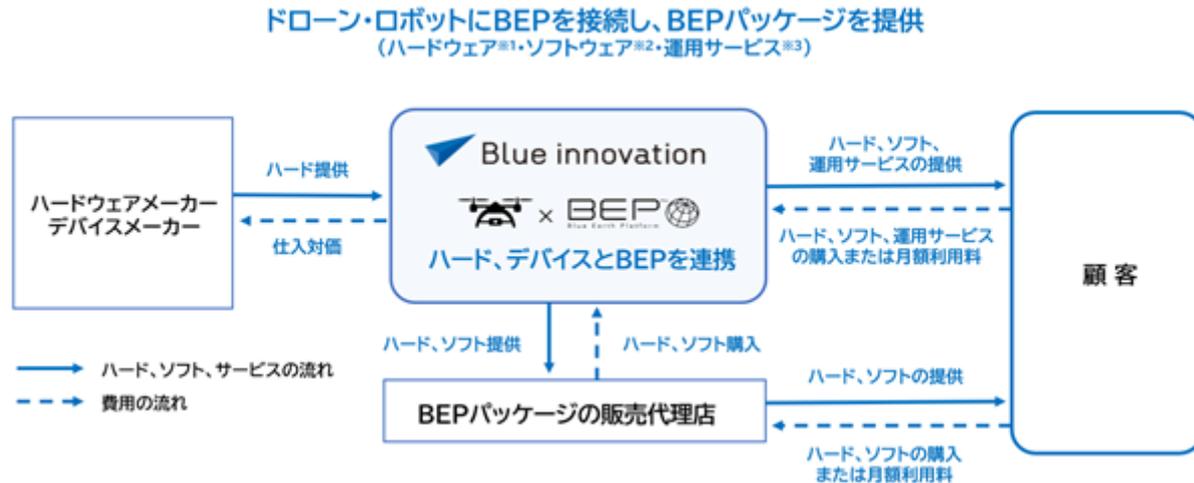
<用語解説>

本項において使用しております用語の定義については、以下のとおりです。

No.	用語	用語の定義
1	ドローン	遠隔操縦あるいは自律式の無人航空機一般。
2	AGV	Automated Guided Vehicleの略称。産業用途で多く使用される自動運転車の一種で人間が運転操作を行わなくとも自動で走行できる搬送車。
3	プラットフォーム	自律移動ロボットを使ったソリューションや製品を開発する際に使用可能な技術要素（ソフトウェアや装置など）を備えたソフトウェア、ハードウェア群を意味する。開発者が自社ソリューションや製品において、自律移動ロボットを使って効率よく開発、提供するために必要な一連の技術要素をパッケージ化したもの。
4	スーパーシティ	各地域の持つ社会的な課題を最先端のテクノロジーによって解決を図ることを目的とした国家戦略特区。
5	非GPS環境	橋梁下や室内などのGPS・GNSSデータが取得できない環境。
6	センサフュージョン	複数の異なるセンサから得られる情報を組み合わせて、より正確な情報や全体的な状況把握をする技術。
7	アルゴリズム	問題を解決するための手順や計算方法。
8	デジュールスタンダード	ISO やJISなどの国際標準化機関などによって定められた規格。

<事業系統図>

当社は、ドローン・ロボットにBEPを接続し、システム・運用サービスを提供しております。



- 1 ハードウェアは、一括購入（フロー型）とリースによる月額利用（ストック型）の選択が可能。
- 2 ソフトウェアは、月額利用が基本（ストック型）。
- 3 運用サービスは、スポット契約が基本（フロー型）。

4【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2025年12月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
68（7）	41.4	4.6	7,132

- （注）1．従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2．平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3．当社の事業は、ドローン関連事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

(2) 労働組合の状況

当社において労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円満に推移しております。

(3) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

当社は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成3年法律第76号）の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社の経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

1. 経営方針

(1) 当社が目指す社会

近年、わが国では、高度成長期以降に整備されたインフラ施設の老朽化が進む中で、老朽化による維持管理の負担増、インフラ維持・点検監視を行う労働力についても少子高齢化に伴う減少、ノウハウの属人化による技術のばらつきなど複数の課題解決が急務であり、新しいシステムによる社会活動の解決が必要となっております。

当社は2030年ビジョンとして、インフラ等の強靱な社会システムを構築すべく、当社のBEPを自律分散(1)型システムへと拡張し、新しい世界の社会インフラを支えるリーディングカンパニーになることを掲げました。具体的には、ドローン、ロボット、AGV等の新しい自律移動ロボットを繋ぐシステムのインフラとなり、スマートで新しいまちづくりに貢献することを目指してまいります。当該ビジョンの実現に向けて、産官学の垣根を越えた新たなソリューションを創出してまいります。

(2) 経営理念

当社は、「新しい発想(アイデア)・創造・技術革新(イノベーション)によって、世界中の人々に安心、安全、便利、楽しさを提供し、人々の豊かな生活の実現に貢献する。」を経営理念として掲げております。

常にクリエイティブな技術者集団として、世界中の人々の生活の豊かさを実現すべく、イノベーションを起こし続け、人々の喜びである「楽しさ」を感じていただけるようなサービスを提供し続けることを実現してまいります。

2. 経営環境及び経営戦略

(1) 経営環境

前述の「第1 企業の概況 3 事業の内容」に記載のとおり、当社はBEPを基軸に、ドローンの適用拡大を進めながらロボットとの連携を実現し、ビジネスを拡大することを推進しております。

当社の事業領域にあたる国内IoT市場の市場規模は、2023年度で6兆4,672億円(支出額ベース)であり、年間平均8.0%の伸長が想定され、2028年度には9兆4,818億円になることが見込まれております。(出所:IDC「国内IoT市場 産業分野別 テクノロジー別予測、2024年~2028年」)

また、現在の当社の中核事業にあたるドローン事業に係る国内市場は、2025年度で5,490億円と推測されており、2026年度には前年度比16.5%増の6,396億円に拡大し、2028年度には9,054億円に達するものと見込まれております。(出所:インプレス総合研究所「ドローンビジネス調査報告書2024」)

ドローンの社会活動への活用については、官民協議会においても導入に向けたロードマップが提示されており、操縦者の育成、ISOへの取組み、インフラ・プラント点検に関する取組み並びに運航管理システムの開発等が推進されている状況であり、ドローンの利用はますます拡大するものと当社は考えております。

また、当社の現時点の主要領域である点検ソリューションの潜在市場規模については、ドローンの点検分野の市場規模は2025年度で1,306億円と推測され、2028年度までに2,088億円に達するものと見込まれております(出所:インプレス総合研究所「ドローンビジネス調査報告書2024」)。高度成長期に多数作られたインフラ設備の多くが老朽化したこと、さらにインフラの多くが高高度や狭小空間という人力では危険を伴う負荷の大きい作業であることが要因となっていると当社では考えております。

当社のもう一つの主要領域である教育ソリューションの市場については、ドローン飛行における許可承認申請件数が2016年度から2024年度で年平均27%増加しており(出所:国土交通省ホームページ)、ドローンに関する教育のニーズは今後も高いものと当社では考えております。また、許可承認申請件数の増加に合わせて、ドローンの登録機体数及びパイロット数についても拡大していくものと考えております。

(2) 経営戦略

当社は、中長期的には、BEPに蓄積されたフライトデータに関するビッグデータを活用して、ドローン市場における強固な地位を確立しつつ、ドローンやAGV等が自律して動くサービスを提供するプラットフォームとなることを目指しております。足下では、これまでの社会実装の進展に伴い、ドローン点検等への需要が拡大する一方で、個別の顧客要件に対応する「フルカスタム型」の提供モデルが当社の供給体制の制約となり、収益化のタイミングが分散・遅延する課題が顕在化いたしました。当社は、この課題を成長段階における構造的な転換点と捉え、標準化・パッケージ化されたソリューションを軸としたストック型ビジネスモデルへの移行により、事業の拡張性と再現性を備えた構造の確立を目指しております。これにより、人的リソースへの過度な依存を抑制し、営業利益黒字化の定着と中長期的なキャッシュ・フローの最大化を達成するため、以下の戦略を推進してまいります。

受注・提供モデルの構造転換と「ストック型」への移行

個別対応を前提とした人的リソース依存の「フロー型モデル」から脱却し、「標準化・パッケージ化・ストック型」のビジネスモデルへと構造転換を図ります。具体的には、プラントや下水道等の点検、及び防災分野において、ハードウェア・ソフトウェア・教育・運用・解析・保守をセットにした「標準パッケージ」を構築します。これにより、導入プロセスの簡素化と提供工数の削減（原価率の低減）を実現するとともに、継続契約やリピート利用を前提としたストック型収益の比率を高め、収益の安定性と再現性を確立してまいります。

重点領域の深耕とパートナーアライアンスの強化

インフラの老朽化対策や防災ニーズが高まる中、当社は特に強みを有するプラント領域（下水道、火力発電、原子力、送電線等）及び防災分野にリソースを集中します。販売・運用にあたっては、自社リソースのみに依存せず役割を明確化します。自社は既に有する強固な既存顧客基盤（約150社）に対する上位モデルの展開やサブスクリプション提供など、1社あたりの顧客生涯価値（LTV）の深耕に注力します。一方で新規市場の開拓については、強力な販売網を持つアライアンス先との連携を推進し、パートナーを通じた標準パッケージの横展開を加速させることで、効率的なトップラインの成長を目指します。

ソフトウェア及び機能の拡大による高付加価値化

当社は、「BEPパッケージ」を以下の4段階に区分して開発し、サービス提供を進めております。手動でドローン等を動かす(1) Standalone solutions、単体のドローンやロボット等がBEPと接続する(2) Connected solutions、ドローンやロボットの複数機種、複数台がBEPと接続する(3) Integrated solutions、BEPに接続されたドローンやロボット等が自律して動く(4) Network-based solutions の4段階に分けて順に開発、提供しております。これらの機能開発とBEPの連携強化を進めることで、従来の「人的サービス」から「自動化サービス」へと提供価値をシフトさせ、利益率の高いソフトウェア・サービス売上を拡大することで、全社の売上総利益率の向上とビジネスモデルの強靱化を図ってまいります。

3. 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社は、顧客基盤の拡大とストック型収益の積み上げが、中長期的な収益安定性の確保及び企業価値の向上に資する重要な要素であると認識しております。そのため、安定した売上成長の観点では累計取引企業数及びストック型売上（ドローン等のハードウェアのリースやBEPを軸としたソフトウェア、保守メンテナンス、運用サービスの継続利用等）の比率を高めることが、客観的で重要な経営指標（KPI）であると考えております。

KPI	定義	採用理由
年間取引企業数	当該年度に取引実績のある企業数	・法人顧客との取引の積み上げが売上につながる。 ・年間取引企業の内訳は、新規顧客、既存顧客（リピート）で構成されている。既存顧客は、知見の蓄積並びにトラックレコードとして新規顧客の獲得につながる。また、同一顧客においてもサービス領域の拡張によるアップセルの基盤となる。
ストック型売上比率	継続的な収益をもたらす契約による売上が全体に占める比率	・継続的、安定的な収益の比率を示す。 ・ストック型の売上は、ドローン機体やAGV等のリース契約、BEPを軸としたソフトウェア、保守メンテナンス、運用サービスの継続利用等、継続的に提供されるサービスで構成。

4. 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

(1) 顧客の拡大

当事業年度において当社の事業活動は、特に点検ソリューション分野において、下水道・電力等の公共インフラ分野を中心に社会実装が進展いたしました。一方で、社会ニーズの拡大に迅速に応える過程において、案件ごとの個別要件への対応が先行した結果、供給体制への負荷集中により売上計上のタイミングが分散し、売上が継続的に積み上がる構造の構築が課題として顕在化いたしました。

このような状況を踏まえ、今後の顧客拡大においては、単発受注型ビジネスから継続契約型ビジネスへの移行を最重要課題と位置付けます。具体的には、個別仕様案件の受注を抑制し、標準化及びパッケージ化されたソリューションの横展開に経営資源を集中することで、再現性のある拡大を主軸に取り組んでまいります。

点検ソリューションにおいては、既に導入実績のある顧客を中心に、BEPインスペクション、BEPライン、BEPサーベイランスといった標準パッケージの横展開を進めるとともに、導入・運用プロセスの標準化を推進することで、アップセル及び継続利用を前提とした取引拡大を図ってまいります。また、PoC（概念実証）段階

にある案件についても、採算基準を満たし、本格導入及び継続利用につながる形での提案を強化し、安定的な売上の積み上げに結び付けてまいります。

ポートソリューションにおいては、防災ニーズの高まりを背景に、国や自治体を中心とした導入実績及び運用実績が積み上がっていることを踏まえ、今後は個別案件ごとの対応にとどまらず、導入後の運用・保守を含めた標準的な提供モデルの構築を進めてまいります。これにより、予算化及び継続利用を前提としたストック型収益モデルへの転換を図り、社会実装の進展と収益性の向上の両立を目指してまいります。

教育ソリューションについては、単体での売上拡大を目的とするのではなく、点検及び防災分野を支える基盤としての役割を明確に位置付けております。講習を通じた顧客接点の創出や運用人材の育成を通じて、他ソリューションにおける受注確度の向上及び継続利用の促進に貢献することで、当社全体の顧客価値の最大化を図ってまいります。

当社は今後も、拡大する社会インフラ分野の需要を的確に捉えつつ、事業構造の転換を断行し、売上の安定的且つ継続的な形での顧客拡大を推進し、再現性のある売上成長モデルの確立を最優先課題として取り組んでまいります。

(2) 優秀な人材の獲得

当社は、点検・防災分野を中心とした社会インフラ領域において、ドローン及びロボットを活用した高度な技術力と実装力を強みとして事業を展開しております。当事業年度においては、社会実装の進展に伴い案件数及び対応領域が拡大した一方、案件ごとの個別要件に応じた対応が増加し、人手に依存した提供体制に負荷が集中する状況が生じました。

このような事業環境を踏まえ、当社における人材面の課題は、単純な人員数の不足ではなく、事業の拡大局面においても持続的かつ効率的に価値を提供できる体制を構築することにあると認識しております。今後は、個別対応を前提とした体制から、標準化及びパッケージ化を軸とした事業モデルへの転換を進める中で、これを支える人材の確保及び育成に取り組んでまいります。

具体的には、ドローン及びロボットの運用に関する専門人材に加え、システム設計、データ活用、プロジェクト管理等の分野において、事業全体を俯瞰し、標準化されたサービスを効率的に展開できる人材の育成及び配置を進めてまいります。また、部門間の連携を強化し、営業から導入、運用までを一体的に捉えた体制を構築することで、意思決定及び実行のスピード向上を図ってまいります。

あわせて、多様な人材が能力を発揮できる環境整備にも引き続き注力し、教育・研修制度の充実や柔軟な働き方の推進を通じて、人材の定着及び成長を促進してまいります。これにより、事業のスケラビリティと品質を両立させる組織基盤を構築し、持続的な成長につなげてまいります。

(3) ドローンポート開発の取り組み

ドローンの自動化及び無人運用の進展に伴い、ドローンの離着陸、充電、通信等を担うドローンポートは、点検、防災、監視等の各種ソリューションを支える重要な基盤技術であると当社は認識しております。特に、有人地帯における目視外飛行が可能となるレベル4 運航の解禁を見据え、ドローンの安全かつ継続的な運用を実現するためには、高い信頼性を有するドローンポートの整備が不可欠となっております。

当社はこれまで、津波避難広報ドローンシステムをはじめとする防災用途において、ドローンポートを活用した自動運航システムの開発及び社会実装に取り組んでまいりました。当事業年度においても、実運用及び実災害対応を通じて、ドローンポートを含む当社システムの有効性及び実用性が確認され、社会実装フェーズへと進展しております。

一方で、これらの取り組みは、個別の案件や実証条件に応じた対応が中心となっており、導入から運用、保守に至るまでを含めた提供モデルの標準化及び収益化の確立が、今後の重要な課題として認識しております。

このため、今後のドローンポート開発においては、技術的な高度化のみならず、導入・運用プロセスの整理及び標準仕様の策定を進め、継続利用を前提とした提供モデルの構築に注力してまいります。あわせて、既存の防災用途に加え、河川、ダム、港湾等の社会インフラ分野への展開可能性を検討しつつ、事業性及び収益性を重視した段階的な拡張を図ってまいります。

当社は、ドローンポートを将来の社会インフラを支える基盤技術の一つと位置付け、社会実装で得られた知見を活かしながら、持続的な事業成長につながる形での開発及び展開を進めてまいります。

(4) 新しい機能の拡大

当社は、複数のドローンやロボットを統合的に制御・管理するプラットフォームであるBEP（Blue Earth Platform）を基盤として、点検、防災、監視等の各種ソリューションを提供してまいりました。これまでの取り組みにより、単体の機体を用いた運用から、複数機体を連携させた運用まで、段階的に機能拡張を進めており、当事業年度においても、実運用を通じて技術的な有効性が確認されております。

一方で、機能の高度化や新機能の追加が、個別案件ごとの要件に応じて進められてきた側面があり、結果として開発リソースの分散や、提供内容の複雑化につながる場面も見受けられました。このため、当社における今後の課題は、新しい機能を網羅的に拡充することではなく、事業化及び収益化に資する機能に開発リソースを集中し、再現性のある形で提供できる機能体系を構築することにあると認識しております。

今後は、点検及び防災分野における実運用で得られた知見を踏まえ、顧客価値及び事業性の観点から優先順位を明確にしたうえで、新機能の開発及び実装を進めてまいります。あわせて、標準化及びパッケージ化を前提とした機能設計を行うことで、導入・運用の効率化及び品質の均一化を図ってまいります。

当社は、BEPを中核とした機能拡張を、単なる技術的進化にとどめることなく、持続的な事業成長につながる形で推進し、売上の再現性及び収益性の向上に貢献する機能基盤の確立を目指してまいります。

(5) 蓄積されたデータの活用

レベル4運航の実現に向けてドローンの自動化が加速する中、飛行の安全性の確保は、今後ますます重要な課題となっております。その基盤となるのが、フライトログ等の運航データをはじめとするビッグデータの継続的な収集及び解析であると当社は認識しております。

当社の「BLUE SKY」は、ドローンのフライトログ、映像データ及び解析データ等をBEP（Blue Earth Platform）のクラウド環境に集約・管理する仕組みとして構築されており、当事業年度においても、点検及び防災分野を中心とした実運用を通じて、データの蓄積が着実に進展しております。これらのデータは、飛行の安全性向上や運用品質の安定化を図る上で重要な基盤となっております。

一方で、社会実装の進展に伴いデータ量及び活用領域が拡大する中で、データの活用方法や提供価値を案件ごとに個別設計する状況も生じており、今後は、データの整理及び活用の在り方をより体系的に整備していくことが課題であると認識しております。

このため、今後は、蓄積されたデータを活用した安全性向上や運用支援に資する機能について優先順位を明確にした上で標準化を進めるとともに、AI等の技術とも連携しながら継続的なサービス提供につながる形での活用を段階的に推進してまいります。当社は、多くの運航データを継続的に蓄積・活用することで、飛行の安全性の向上を通じた社会的価値の創出に貢献するとともに、当社サービスの持続性及び競争力の強化につなげてまいります。

(6) 組織体制の整備及び内部管理体制の強化

当社を取り巻く事業環境は、点検及び防災分野を中心とした社会実装の進展により、案件内容の高度化及び事業運営の複雑化が進んでおります。当事業年度においては、複数の案件を並行して推進する中で、迅速な意思決定及び部門間連携の重要性が一層高まるとともに、事業規模の拡大に対応した組織運営及び内部管理体制の整備が課題として認識されました。

このような状況を踏まえ、当社は、事業の成長段階に応じた組織体制の見直し及び強化に継続的に取り組んでまいります。具体的には、営業、開発、運用等の各機能が連携し、標準化及びパッケージ化を前提とした事業運営を効率的に推進できる体制の構築を進めるとともに、役割及び責任の明確化を通じて、意思決定及び実行のスピード向上を図ってまいります。

また、事業運営の高度化及び社会的責任の拡大を踏まえ、内部管理体制の強化にも引き続き注力してまいります。監査等委員及び社外取締役による監督機能を有効に活用し、コーポレート・ガバナンスの実効性を高めるとともに、事業運営上のリスク管理及び内部統制の整備・運用を通じて、経営の公正性及び透明性の確保に努めてまいります。

当社は、こうした組織体制及び内部管理体制の整備を、事業成長を支える基盤として位置付け、持続的かつ安定的な企業価値の向上につなげてまいります。

(7) 収益性の向上

当社は、点検及び防災分野を中心とした社会インフラ領域において、需要の拡大を背景に社会実装を着実に進めてまいりました。一方、当事業年度においては、案件ごとの個別要件への対応を優先した事業運営が先行した結果、供給体制への負荷集中により売上計上のタイミングが分散するとともに、原価及び運用負荷が一時的に増加し、収益性の面で課題が顕在化いたしました。

これらの課題は、市場環境の変化や需要の減少によるものではなく、社会ニーズに迅速に対応する過程において、個別対応を前提とした事業設計が拡大したことに起因するものと認識しております。当社は、当事業年度における業績を真摯に受け止め、持続的な成長を実現するためには、売上が継続的に積み上がる事業構造への転換が不可欠であると認識しております。

今後は、個別仕様案件の受注を抑制し、徹底した標準化及びパッケージ化を軸とした再現性のある事業モデルへと統合いたします。限られた経営資源を標準パッケージの販売及び機能強化に集中させることで、売上の安定的な積み上げ及び原価構造の改善を図り、売上規模の拡大と収益性の向上を同時に実現する事業構造への転換を進めてまいります。

また、継続利用及びリピートを前提とした取引の拡大に注力するとともに、提供プロセスの効率化及びコスト管理の徹底を通じて、収益性の質の向上に取り組んでまいります。当社は、短期的な数値改善を目的とするのではなく、2026年度を「収益構造が変わる年」と位置付け、個別対応中心のモデルから、標準化・効率化されたモデルへの転換を進めます。これにより、再現性のある収益モデルの確立を通じて、中長期的に安定した収益基盤を構築し、企業価値の向上につなげてまいります。

<用語解説>

本項「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」において使用しております用語の定義については、以下のとおりです。

No.	用語	用語の定義
1	自律分散	全体を統合する中枢機能を持たず、自律的に行動する各要素の相互作用によって全体として機能すること。

2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社のサステナビリティに関する考え方及び取組は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) ガバナンス

当社は、社会及び企業のサステナビリティ（持続可能性）をより重視した経営を行う、「S X（サステナビリティ・トランスフォーメーション）」という考え方を重視し、今後インフラ等の強靱な社会システムを構築すべく、当社のB E Pを自律分散型システムへと拡張し、新しい世界の社会インフラを支えるリーディングカンパニーになることを意図して、「自律分散型の社会インフラを支えるロボット・システムのプラットフォーマーへ」をビジョンに掲げ、事業活動を行っております。当社のビジョンの追求と実現、並びに当社の事業モデルの健全な拡大、浸透こそが社会や環境等における貢献につながると考えており、サステナビリティ推進の役割を担う経営戦略部を中心に、「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等（1）コーポレート・ガバナンスの概要」に記載のコーポレート・ガバナンス体制の下で、持続可能な社会の実現と当社の継続的な企業価値の向上を目指しております。また、企業倫理、コンプライアンス、情報セキュリティ等においては経営管理本部を中心に、継続的な活動の改善及び強化に取り組んでおります。

当社は、サステナブルな企業価値の向上のためには、人材が最も重要な経営資本であると考えており、経営理念である「新しい発想（アイデア）・創造・技術革新（イノベーション）によって、世界中の人々に安心、安全、便利、楽しさを提供し、人々の豊かな生活の実現に貢献する。」の実現に向けた行動指針「自律（インテグリティ）、行動（チャレンジ）、貢献（ギフト）」を定め、当該行動指針を軸に人材の採用及び育成や評価制度の設計を行っております。

なお、当社のドローン・ロボティクス技術は、社会インフラの点検・保全の高度化を通じて、労働力不足やインフラ老朽化といった社会課題の解決に寄与するものであり、持続可能な社会の実現に資する事業であると認識しております。

(2) 戦略

当社の人材の育成及び社内環境整備に関する方針、戦略は以下のとおりです。

当社は、サステナブルな事業成長の源は、「安心、安全な環境」を提供するとともに、多様な思想や個性によって創造される「ダイバーシティ、グローバル」という考え方を重視しており、あらゆる多様性を認め、誰もが働きがいを持って活躍できる環境を作るため、社内環境整備に関する施策も実施しております。具体的な施策例としては、多様性に富んだ優秀な人材の採用、特に今までに外国籍の従業員の積極的な採用を行い、また、あらゆる場所で働けるリモートワークの推進等に取り組んでおります。

(3) リスク管理

当社は、コーポレート・ガバナンスの強化を図りながら、サステナビリティ関連のリスクの管理を取締役会主導で実施しております。取締役会やリスク管理委員会を通じて発見、分析されたサステナビリティ関連のリスクは、当該リスクに関連する部門の取締役や執行役員に共有され、具体的にその対応を実施し、必要に応じて取締役会への報告も行われます。

(4) 指標及び目標

当社では、S X（サステナビリティ・トランスフォーメーション）の考えのもと、より企業の持続性を考慮する上では、当社のあらゆるデータをビッグデータ化していくことが重要と考えております。今後、時空間の拡大を意識し、時間軸であれば、平時だけでなく災害時（緊急時）のデータ、また長期間（数年～数十年）のデータ取得が重要となり、空間軸であれば、社内のデータ、活動している屋外データ、リモートワークしているデータ等が重要になると考えており、上記のような実績を評価する指標及び目標を具体的に定め、精緻化を図ってまいります。

また、上記（2）において記載した戦略の実施を踏まえて、人材育成及び社内環境整備に関する方針における指標及び目標については、「ダイバーシティ、グローバル」を重視した適切な指標及び目標を具体的に定め、精緻化を図ってまいります。

3【事業等のリスク】

当社の事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性がある事項には、以下のようなものがあります。また、必ずしもリスク要因には該当しない事項につきましても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。

なお、以下の記載のうち将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであり、将来において発生可能性があるすべてのリスクを網羅するものではありません。

1. 事業に関するリスク

(1) ソリューション開発（顕在化の可能性：中、影響度：中）

当社では、BEPを基軸としたドローンやロボットとの連携によるサービスの実用化に向けて、顧客と共同でソリューション開発を進めております。しかしながら、ソリューション開発には多くの不確実性が伴い、当初想定した成果が得られない場合、又は成果が十分に収益に繋がらない場合も想定されます。また、顧客のニーズによる開発途中の要件変更や品質改善要求、開発遅延等により当初計画どおりのソリューション開発及びサービス提供がなされない場合も想定され、その場合は当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 輸入販売ドローンの調達について（顕在化の可能性：中、影響度：中）

当社で販売しているELIOSシリーズのドローン（以下、ELIOS）はスイスに本社を置くFlyability SA社の製品であり、同社とはELIOS販売に関するReseller契約を毎年締結して、日本における販売権を保有しており、また製品の安定確保などが十分に保証されるよう努めております。しかしながら、今後の同社との契約更新の協議の際に販売権の喪失や製品の安定確保が困難な状況となった場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、ELIOSは、当社が求めている屋内の点検可能なドローンハードウェアとして、特殊な球体ガード、飛行の安定性、操作性で優れておりますが、今後、他に優位性がある屋内点検可能なドローンが出てきた場合には、当社はあらゆるハードウェアとも連携し、特定のハードウェアに依存しない方針を取っているため、ELIOS以外のドローンに切り換えることは可能です。しかしながら、新たなドローンへの切り換えに係るソフトウェア等の調整や、新たなドローンの安定調達確保に時間を要した場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 急速な技術革新への対応（顕在化の可能性：中、影響度：中）

当社の事業に関連する、人が実施していた業務をドローンやロボットにより代替する技術は、世界的に研究開発が進んでおり、技術革新のスピードが極めて速い分野であります。当社はこうした技術革新に対応できる研究開発活動を推進することで、より事業基盤の拡大を図ってまいります。しかしながら、技術革新への対応が遅れる可能性もあり、その場合には当社の競争力が低下することで、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 業績変動の季節性（顕在化の可能性：高、影響度：小）

当社は、主に大企業向けにソリューションサービスの提供を行っており、顧客企業の予算消化サイクルや、年間契約案件の検収が年末（12月）又は年度末（3月）に集中するため、年末及び年度末に売上が集中する傾向にあり、第1四半期（1月～3月）と第4四半期（10月～12月）に売上高が偏る傾向にあることから、期ずれなどにより翌期へ売上が計上されることがあります。

売上高（千円）	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
2023年12期	327,466	233,296	186,782	517,029
2024年12期	268,283	204,171	265,798	484,984
2025年12期	343,304	179,423	247,291	281,447

(5) 先行投資に伴う財務影響について（顕在化の可能性：中、影響度：中）

当社は、前述「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 4. 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題」に記載のとおり、主力サービスへの開発資金の調達、技術課題、人的サービスからサブスクリプションへの移行、並びに組織体制の整備及び内部管理体制の強化によるコスト増加等の要因により、過年度の業績に関して継続的に赤字を計上しており、2023年12月期～2025年12月期において、営業損失（2023年12月期 289,759千円、2024年12月期 398,416千円、2025年12月期 548,051千円）を計上し、営業活動によるキャッシュ・フローがマイナス（2023年12月期 320,202千円、2024年12月期 494,231千円、2025年12月期 327,710千円）の状況となっております。

当社は、費用対効果を見ながら、今後も継続的に必要な投資を実施する方針であり、引き続き一定期間において赤字を計上することを想定しております。中長期的な利益及びキャッシュ・フローの最大化を目指して各事業における成長戦略を進めていく方針ですが、事業環境の急激な変化等により、これらの継続的な投資が当社の想定する成果に繋がらなかった場合や、新規参入事業において当社が想定する収益化に遅れが生じる場合等においては、当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(6) 重大事故等によるドローンの社会的信用の失墜（顕在化の可能性：低、影響度：中）

当社に限らず、他社においてもドローンに関する重大な墜落事故が発生した場合には、ドローンの安全性に対する社会的信用が低下することにより、顧客からの需要低下、規制の強化等により市場の成長が減速する可能性があります。その場合は、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(7) ドローン関連法令の改廃（顕在化の可能性：中、影響度：小）

当社は、当該法規制の確認体制を構築して、法規制等の遵守に努めておりますが、今後、予期せぬ規制の制定・改廃が行われることや予定されている規制緩和が計画どおりに進まないことも想定されます。そのような場合に、当社が、当該法規制に柔軟に対応できない場合には、許認可・免許の取り消し等により、当社の活動が制限されることがあり、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

航空法

航空法については、当社がドローンを飛行の禁止空域で飛行させること及び所定の飛行の方法によらず飛行させることに関して、同法に基づく許可・承認を得て飛行を行っております。また、有人地帯における目視外飛行（レベル4）に関する航空法の改正がなされ、2022年12月5日より施行となっており、当社も対応を行う必要があります。

電波法

電波法については、ドローンの操縦には電波を使用するため、他の装置との混線などを防ぐため「特定無線設備の技術基準適合証明（通称：技適）」の取得が義務付けられております。よって、海外製ドローンの輸入にあたっては技適の取得を申請する必要があります。

製造物責任法

製造物責任法については、当社はドローンの輸入販売及びドローンなどに付随するソフトウェアの開発・販売等を行っているため、当社商製品の欠陥等が生じたことによって生命、身体又は損害を被ったことを被害者が証明した場合、損害賠償請求が認められる可能性があります。

外国為替及び外国貿易法

外国為替及び外国貿易法については、当社が仕入れる製品及び部品の一部は、規制の対象となる可能性があります。そのため、当社が海外よりドローンの輸入、又は関連する技術の授受をする場合は、同法を遵守して適切な輸入管理に努めております。なお、仕入先国の法令や政策変更などにより外国為替法環境が変化した場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 経済動向及び市場環境による影響（顕在化の可能性：中、影響度：小）

企業を取り巻く環境や労働人口減少に伴う企業経営の効率化などの動きにより当社が事業を展開する市場は今後も拡大すると予想されるものの、企業の景気による影響や各種新技術の発展による影響を受ける可能性があります。当社が事業を展開する市場が経済情勢や技術革新などにより事業環境が変化した場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 競合他社の参入（顕在化の可能性：中、影響度：小）

当社が属するIoT及びドローン関連の市場は成長市場として注目され、市場は拡大傾向にあります。当社では、BEPを基軸としたドローンやロボットを利用するサービス提供に係るノウハウやデータを活かし、引き続き顧客のニーズを汲んだサービス提供ができるよう努める方針であります。

しかし、競合企業の新規参入や、競合企業がより優れたサービスを安価で提供した場合、当社の競争力が低下する可能性があります。また、このような競合企業のサービスが当社の各サービスの機能より劣っていたとしても、ユーザーはより低い価格を求めて当該競合企業のサービスを選択する可能性があり、そのような場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(10) システム障害やインターネット環境の不具合（顕在化の可能性：中、影響度：小）

当社ではクラウド型のプラットフォームサービスの提供を想定していることから、インターネット通信網に依存する形となります。ホスティングサービス業者に障害が生じ、代替手段の調達ができずにサービスが長時間にわたり中断する等の事象が発生した場合や、自然災害、事故、不正アクセス等によって通信ネットワークの切断、サーバー等ネットワーク機器に作動不能等の障害が発生した場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 特定取引先との契約について（顕在化の可能性：低、影響度：中）

JUIDAは、ドローン（Unmanned Aircraft Systems＝無人航空機システム。以下、UAS）操縦者の養成やUAS業界の発展・育成を目的として2014年7月に設立され、当社はその設立に参画しております。出資関係や役員との兼務はありませんが、代表取締役社長の熊田貴之の父である当社創業者の熊田知之氏がJUIDAの理事兼事務局長を務めていることから、人的・資本的な関連を強く有すると考えられる者である「その他の特定の者」に該当すると判断しております。

JUIDAとの取引は今後も継続する予定であります。取引を行うにあたり、「関連当事者取引管理規程」に基づき、その取引が当社の経営の健全性を損なっていないか、合理的判断に照らし合わせて有効であるか、また取引条件は他の外部取引と比較して適正であるか等に特に留意して、社外取締役も出席する取締役会において協議・決議を行うことで、少数株主やその他の一般取引先に不利益が生じないように配慮しております。2025年12月期では、売上高全体に占めるJUIDAへの売上高比率は13.1%（138,062千円）となっております。現在推進しているソリューションサービスの提供拡大に伴い、全体に占める相対的な割合は逡減する見通しです。主な取引内容は、BEPシステム利用料/BEPシステム保守料/会員管理などのJUIDA会員管理業務となっております。

また、JUIDAとは良好な関係を築いており、現時点において取引関係等に支障は生じておりませんが、今後何らかの理由により取引契約の更新がなされない場合や、取引条件の変更が生ずる場合等には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

2. 経営管理体制に関するリスク

(1) 知的財産権（顕在化の可能性：低、影響度：小）

当社は、自社開発又は第三者との共同開発によって蓄積する技術について、日本及び主要国において積極的に特許出願や商標出願を行い、当社の知的財産権の保護に努めております。しかしながら、第三者が当社の知的財産権を侵害して不正に利用することを完全に防止することは困難であり、そのような侵害が発生した場合には業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社の技術が第三者の知的財産権を侵害しないよう相当の努力を払っておりますが、それでもなお第三者から権利侵害の申立てを受ける可能性があります。当社が意図せず第三者の知的財産権を侵害してしまった場合等には、高額な費用を要する訴訟又はライセンス契約の締結に至る場合があり、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 機密情報等の漏洩（顕在化の可能性：低、影響度：中）

当社が提供するソリューションサービスにおいては、その業務の性格上、顧客側で保有している機密情報や個人情報に触れる場合があります。情報の取扱いについては詳細な規程の整備と的確な運用を義務づけております。このような対策に関わらず当社の人的オペレーションのミス等、その他予期せぬ要因等により、情報漏洩が発生した場合には、当社が損害賠償責任等を負う可能性があり、その場合は当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 特定の人物への依存（顕在化の可能性：低、影響度：中）

当社の代表取締役社長最高執行役員である熊田貴之は、当社（社名変更後のブルーノベーション）就任後より事業に大きく貢献しており、就任以来当社の経営方針や事業戦略の立案及び遂行において重要な役割を果たしております。当社では、特定の人物に依存しない体制を構築すべく、権限委譲や組織体制の強化を図り、同氏に過度に依存しない経営体制の整備を進めております。しかしながら、何らかの理由により同氏が当社の経営執行等を継続することが困難になった場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

なお、同氏から当社金融機関借入に対する債務保証を受けております。当事業年度末の詳細につきましては、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項（関連当事者情報）」に記載しております。この債務被保証について保証料の支払いを行っておらず、また、債務保証のない借入金への借り換え等により当該債務被保証を解消していく方針であります。

(4) 優秀な人材の確保と育成（顕在化の可能性：低、影響度：小）

当社が今後更なる成長を成し遂げていくためには、優秀な人材の確保と育成を重要課題の一つであると位置づけております。当社は現在も優秀な人材の採用を進めておりますが、これらの要員を十分に採用できない場合や、採用後の育成が十分に進まなかった場合、あるいは在職中の従業員が退職するなどした場合には、当社の事業拡大の制約となり、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 内部管理体制について（顕在化の可能性：低、影響度：小）

当社は、企業価値を継続的かつ安定的に高めていくためには、コーポレート・ガバナンスが有効に機能するとともに、適切な内部管理体制の整備が必要不可欠であると認識しております。そのため、業務の適正性及び財務報告の信頼性の確保のための内部統制システムの適切な整備・運用、また法令・定款・社内規程等の遵守を徹底しております。しかしながら、事業の急速な拡大により、十分な内部管理体制の整備が追い付かない状況が生じる場合には、適切な業務運営が困難となり、当社の事業、業績及び財務報告の信頼性に影響を及ぼす可能性があります。

3. その他のリスク

(1) 自然災害等（顕在化の可能性：低、影響度：中）

当社は、大規模な地震等の自然災害、火災や停電等の事故、新型コロナウイルス等の疫病の流行、コンピューターウイルスに起因する情報システムの停止、テロ行為などによる事業活動の停止等にはその時々に応じて対応をしております。しかしながら、想定を超える大災害等の発生により営業活動が阻害された場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 訴訟、係争について（顕在化の可能性：低、影響度：中）

当社では、本書提出日現在において業績に影響を及ぼす訴訟や係争は生じておりません。しかしながら、今後何らかの事情によって当社に関連する訴訟、係争が行われる可能性は否定できず、かかる事態となった場合、その経過又は結果によっては、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、点検時の瑕疵や重大事故発生等により責任を追及されるリスクに関しては、当社の責任範囲が限定されるような契約内容となるよう努めているものの、顧客との契約内容次第では当社の責任範囲が大きくなる可能性があります。現状は、重大事故等は発生していないものの、今後発生した場合には、損害賠償請求による金銭的影響やレピュテーションへの影響が発生する可能性があります。

(3) 税務上の繰越欠損金（顕在化の可能性：低、影響度：小）

当社は税務上の繰越欠損金を有しております。当社の業績が順調に推移し、繰越欠損金が解消した場合や税法改正により繰越欠損金による課税所得の控除が認められなくなった場合には、通常の税率に基づく法人税、住民税及び事業税が計上されることとなり、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 配当政策（顕在化の可能性：低、影響度：小）

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題として認識しております。しかしながら、当社は成長過程にあると考えており、内部留保の充実を図り、将来の事業展開及び経営体質の強化のための投資等に充当し、一層の事業拡大を目指すことが、株主に対する最大の利益還元につながると考えております。将来的には、各期の財政状態及び経営成績を勘案しながら株主への利益還元を検討していく所存であります。現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

(5) 新株予約権の行使による希薄化リスク（顕在化の可能性：中、影響度：小）

当社は、ストックオプション制度の活用や資金調達のために新株予約権を発行しており、今後も優秀な人材の確保や資金調達のために新株予約権を発行する可能性があります。これらについて行使が行われた場合には、当社の1株当たりの株式価値は希薄化し、株価形成に影響を与える可能性があります。なお、本書提出日現在における新株予約権による潜在株式数は451,290株であり、本書提出日現在における発行済株式総数4,032,201株の11.2%に相当しております。

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

財政状態の状況

（資産）

当事業年度末における流動資産は1,388,806千円となり、前事業年度末に比べ153,147千円増加いたしました。これは主に現金及び預金が増加したことが主因で、商品及び製品が65,060千円増加、売掛金及び契約資産が207,826千円減少したことによるものであります。

固定資産は13,916千円となり、前事業年度末に比べ93,243千円減少いたしました。これは主に減損損失の計上により航空機等が71,489千円減少したことによるものであります。

この結果、総資産は、1,402,723千円となり、前事業年度末に比べ59,904千円増加いたしました。

（負債）

当事業年度末における流動負債は264,490千円となり、前事業年度末に比べ13,561千円増加いたしました。これは主に買掛金が増加したことに伴ったものであります。

固定負債は932,971千円となり、前事業年度末に比べ474,428千円増加いたしました。これは社債が増加したことに伴ったものであります。

この結果、負債合計は、1,197,461千円となり、前事業年度末に比べ487,989千円増加いたしました。

（純資産）

当事業年度末における純資産合計は205,261千円となり、前事業年度末に比べ428,084千円減少いたしました。これは主に当期純損失の計上に伴い利益剰余金が増加したことが主因で、第三者割当増資と新株予約権の行使により資本金及び資本剰余金が増加したことに伴ったものであります。

この結果、自己資本比率は14.4%（前事業年度末は47.2%）となりました。

経営成績の状況

当社は、複数の自律移動ロボット（ドローンやAGVなどを指す）を遠隔で制御し、統合管理するためのソフトウェアプラットフォームである Blue Earth Platform®（BEP）を基軸に、人が実施していた社会インフラ設備の点検などの業務を、ドローンやAGVで代替して実施することにより効率化や安全化、省力化を図ることを目的としたソリューションの提供を行っております。

BEPとは、センサモジュールとソフトウェア（アプリ、クラウド）で構成された当社開発の統合的なシステム上のプラットフォームのサービス総称です。顧客の課題に対応して、ドローンの機体とセンサ、並びにソフトウェア開発の適切な組み合わせを、BEPの環境下で開発した上でソリューションとして提供していることから、各ソリューション名に「BEP」の名称を冠しております。BEPの環境下で、顧客の要望に合わせて、ドローン等の自律移動ロボットの移動・遠隔制御・デバイスとの連携等の「動かす」こと、ドローン等の取得した情報の保存・連携・監視等の「集める」こと、ドローン等の運行管理・挙動の解析等の「管理する」ことを実現しております。

当社の提供するソリューションは、点検、ポート、教育、ネクストの4分野で構成されており、特に「点検ソリューション」と「ポートソリューション（防災・監視向け）」を成長の二本柱として位置づけています。近年、社会課題としてインフラ老朽化や自然災害の増加が顕在化する中、下水道・電力などの社会インフラにおけるドローン点検需要が堅調に拡大しております。また、津波避難広報等に活用可能な防災ドローンポートシステム（BEPポート | 防災システム）についても、国や自治体による導入・検証が進んでおり、当社はこれらの社会実装を推進する役割を果たしております。

当事業年度においては、社会インフラ点検及び防災分野を中心に社会実装が着実に進展し、案件創出は継続しました。一方で、案件ごとの個別対応を前提とした提供モデルが先行したことにより、供給能力及び売上計上のタイミングに制約が生じ、売上の積み上がりは限定的となりました。これらは、単発案件中心のフロー型収益構造や人手依存の供給体制といった事業構造上の課題が顕在化したものであります。当社はこれを今後の成長に向けて解決すべき構造的課題と認識しており、標準化・パッケージ化の推進及びストック型収益モデルへの転換を進めてまいります。

このような状況の中、当事業年度の経営成績は、売上高1,051,466千円（前期比14.0%減）、営業損失548,051千円（前期は営業損失398,416千円）、経常損失561,271千円（前期は経常損失392,019千円）、当期純損失635,461千円（前期は当期純損失394,719千円）となりました。なお、当期純損失の拡大については、保有する有形固定資産について将来の回収可能性を慎重に検討した結果、固定資産の減損損失を計上した影響が含まれております。

なお、当社はドローン関連事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。当社の販売実績を4つのソリューション別「点検、ポート、教育、ネクスト」に区分した売上高の状況は次のとおりであります。

(単位：千円)

ソリューション区分	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
点検	568,398	576,522
ポート	312,446	252,143
教育	280,084	203,067
ネクスト	62,307	19,733
合計	1,223,237	1,051,466

・点検ソリューション

下水道分野を中心に公共インフラ分野における案件数は増加した一方で、個別要件への対応や供給体制の制約により、一部案件で売上計上の期ズレが発生しました。この結果、売上高は576,522千円（前年同期比1.4%増）となりましたが、売上計上タイミングの影響により、売上の積み上がりは限定的となりました。

当社では、こうした状況を踏まえ、標準化・パッケージ化を進めることで、既存顧客における取引拡大と再現性のある成長モデルの構築に取り組んでまいります。

・ポートソリューション

実災害対応を含む運用実績を通じて社会実装フェーズに到達しました。当事業年度においては、短期的な収益拡大よりも、導入後の運用安定性や自動化の高度化を優先した結果、収益化は段階的な進展となりました。この結果、売上高は252,143千円（前年同期比19.3%減）となりました。

今後は、導入・運用プロセスの標準化を進め、継続利用を前提とした収益モデルへの転換を図ってまいります。

・教育ソリューション

教育ソリューション単体での売上拡大を目的とせず、点検・防災分野を支える基盤としての役割を明確化しました。その一環として、利益率や運用効率の観点から提供内容の見直しを行った結果、売上は抑制的な推移となりましたが、収益性は改善傾向にあります。この結果、売上高は203,067千円（前年同期比27.5%減）となりました。

今後は、講習を起点とした顧客接点を活かし、他ソリューションの受注確度向上に貢献してまいります。

・ネクストソリューション

機械・化学メーカー等に向けた新規ソリューションの検証案件を一部受託した一方で、主力の点検及びポートソリューションへのリソース集中を優先したことにより、新規受注は限定的となりました。この結果、売上高は19,733千円（前年同期比68.3%減）となりました。

研究開発面では、BEPを基盤としたセンシング技術や自動運航機能の開発を継続しており、顧客との共同検証を通じた実用化可能性の検討を進めています。今後は、点検・防災分野との技術連携を強化し、将来的な事業化と収益化に向けた基盤構築を進めてまいります。

当社は、安定した売上成長の観点では累計取引企業数及びストック型売上（ドローン等のハードウェアのリースやBEPを軸としたソフトウェア、保守メンテナンス、運用サービスの継続利用等）の比率を高めることが重要であると考えております。

当事業年度末における累計取引企業数は、点検ソリューションを中心に、下水道・電力などのインフラ分野をはじめ、建設業界においても着実に拡大し、700社（前期末比128社増）となりました。

ストック型売上は、231,716千円（前年同期比27.2%減）、ストック型売上比率は22.0%（前年同期は26.0%）となりました。採算性を重視した提供内容の見直しにより一時的に減少しましたが、これは収益性改善を優先した提供内容の見直しによる構成変更によるものです。現在は、運用・保守・ライセンス契約を中心とした高付加価値型の継続サービスへの再構築を進めており、今後は、点検ソリューションを中心に継続契約の積み上げを進め、ストック収益の安定化及び拡大を目指してまいります。当社は引き続き、利益率の高い継続利用モデルの拡大と収益基盤の健全化に取り組んでまいります。

キャッシュ・フローの状況

当事業年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の残高は、前事業年度末に比べ319,710千円増加し、当事業年度末には988,216千円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果使用した資金は327,710千円（前期は494,231千円の使用）となりました。これは主に、税引前当期純損失632,761千円、減損損失71,489千円、売上債権の減少額206,487千円等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は27,896千円（前期は37,469千円の使用）となりました。これは有形固定資産の取得による支出27,896千円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果得られた資金は675,318千円（前期は21,865千円の使用）となりました。これは主に、社債の発行による収入500,000千円、株式の発行による収入203,484千円、長期借入金の返済による支出17,580千円によるものであります。

生産、受注及び販売の実績

a．生産実績

当社の事業は、提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、記載を省略しております。

b．受注実績

当社の事業は、提供するサービスの性格上、受注実績の記載になじまないため、記載を省略しております。

c．販売実績

当事業年度の販売実績は、次のとおりです。なお、当社はドローン関連事業の単一セグメントであるため、セグメント別の販売実績の記載は省略しております。

セグメントの名称	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)	
	販売高(千円)	前年同期比(%)
ドローン関連事業	1,051,466	86.0

(注) 最近2事業年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)		当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
一般社団法人日本U A S 産業振興協議会	228,438	18.7	138,062	13.1
V F R 株式会社	173,183	14.2	113,816	10.8

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成しております。この財務諸表の作成にあたり、決算日における財政状態及び会計期間における経営成績に影響を与える見積りを必要とします。経営者はこれらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、この見積りと異なる場合があります。

当社の財務諸表の作成にあたって採用している重要な会計方針については、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項(重要な会計方針)」に記載のとおりであります。

また、会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定につきましては、重要なものについて、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項(重要な会計上の見積り)」に記載のとおりであります。

経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

(売上高、売上原価、売上総利益)

売上高は、社会実装案件の増加に伴い個別対応が拡大した影響で、売上計上のタイミングが分散したことにより1,051,466千円(前事業年度比14.0%減)となりました。

売上原価は、640,972千円(前事業年度比10.1%減)となりました。

この結果、当事業年度の売上総利益は410,494千円(前事業年度比19.6%減)となりました。

(販売費及び一般管理費、営業損失)

販売費及び一般管理費は、社会実装対応を前倒しで進めたことにより、人的リソース及び外注費を一時的に厚く配置した結果、958,545千円(前事業年度比5.4%増)となりました。

この結果、当事業年度の営業損失は548,051千円(前事業年度は営業損失398,416千円)となりました。

(営業外収益、営業外費用、経常損失)

営業外収益は、前事業年度に比べ3,922千円減少し、6,874千円(前事業年度比36.3%減)となりました。

営業外費用は、前事業年度に比べ15,693千円増加し、20,094千円(前事業年度比356.6%増)となりました。これは主に資金調達費用が増加したことによるものであります。

この結果、当事業年度の経常損失は561,271千円(前事業年度は経常損失392,019千円)となりました。

(特別利益、特別損失、税引前当期純損失)

特別利益は、当事業年度、前事業年度ともに発生しておりません。

特別損失は、当事業年度において減損損失を計上したため71,489千円となりました。

この結果、当事業年度の税引前当期純損失は632,761千円(前事業年度は税引前当期純損失392,019千円)となりました。

(法人税等、当期純損失)

法人税等については、前事業年度と同額の2,700千円となりました。

以上により、当事業年度の当期純損失は635,461千円(前事業年度は当期純損失394,719千円)となりました。

財政状態に関する認識及び分析・検討内容

当事業年度の財政状態の分析については、「(1) 経営成績等の状況の概要 財政状態の状況」に記載のとおりであります。

キャッシュ・フローの状況の分析

当事業年度のキャッシュ・フローの分析については、「(1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

資本の財源及び資金の流動性

当社における主な資金需要は、継続的なサービス提供及び新規サービス開発のための販売・研究開発に関する費用や人件費、人員獲得のための採用費、当社の認知度向上及び潜在顧客獲得のためのPRマーケティング費などです。これらの資金需要に対しては、自己資金、エクイティファイナンス、及び金融機関からの借入などで調達していくことを基本方針としております。なお、これらの資金調達方法の優先順位等については特段方針などはなく、資金需要の額や用途に応じて柔軟に検討を行う予定であります。

経営成績に重要な影響を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因については、「3 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

経営者の問題意識と今後の方針に関して

経営者の問題意識と今後の方針に関しては、「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおりであります。

経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等の分析・検討内容

「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおり、当社は、安定した売上成長の観点では累計取引企業数及びストック型売上（ドローン等のハードウェアのリースやBEPを軸としたソフトウェア、保守メンテナンス、運用サービスの継続利用等）の比率を高めることが、客観的で重要な経営指標（KPI）であると考えております。

当該指標について、当事業年度における年間取引企業数は128社、ストック型売上比率は22.0%となっております。また、売上総利益率は、当事業年度で39.0%となっております。なお、採算性を重視した提供内容の見直しによりストック型売上は一時的に減少し、ストック型売上比率も低下しましたが、これは収益性改善を優先した提供内容の見直しによる構成変更によるものです。現在は、運用・保守・ライセンス契約を中心とした高付加価値型の継続サービスへの再構築を進めており、今後は、点検ソリューションを中心に継続契約の積み上げを進め、ストック収益の安定化及び拡大を目指してまいります。

KPI	2024年実績	2025年実績
年間取引企業数	150社	128社
ストック型売上比率	26.0%	22.0%

なお、当社の売上はフロー型売上（新規顧客/既存顧客）とストック型売上によって構成されており、最近3事業年度の売上の内訳は以下のとおりとなっております。

（単位：百万円）	2023年実績	2024年実績	2025年実績
フロー型売上（新規）	150	140	249
フロー型売上（既存）	806	763	570
ストック型売上	307	318	231

5【重要な契約等】

その他の重要な契約

相手方の名称	国名	契約品目	契約締結日	契約内容	契約期間
FLYABILITY SA	スイス	ELIOS機体など	2025年1月17日	FLYABILITY社が製造する全ての製品に関する日本での販売に係るReseller契約	1年間 (1年毎に更新)

6【研究開発活動】

当社は、複数の自律移動ロボット（ドローンやAGV（Automated Guided Vehicle）など）を遠隔で制御し、統合管理するためのプラットフォームであるBlue Earth Platform（以下、BEP）を基軸に、人が実施していた設備の点検等の業務を、ドローンやAGVで代替して実施することにより効率化や安全化、省力化を図ることを目的としたサービスの提供を行っております。

BEPは、自律移動ロボットを用いたソリューションのバリューチェーンのうち、「ロボットを動かす」、「情報を集める」、「情報を管理する」にフォーカスしており、システムは「サーバープラットフォーム」と「センシングプラットフォーム」で構成されており、BEPを基軸に、点検、ポート、教育、ネクストの4つのソリューションごとに最適化した「BEPパッケージ」の開発に取り組んでおります。

当事業年度においては、BEPを基軸とした点検、ポート、教育、ネクストの4つのソリューションごとに最適化した「BEPパッケージ」による業務へのドローンやロボットの導入、自動化・DX化に向けた研究開発に取り組んでおり、研究開発費の総額は150,097千円となりました。

なお、当社はドローン関連事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当事業年度において実施した設備投資の総額は28,489千円であり、主な内訳は、点検及び教育事業において使用するドローン機体の取得によるものであります。

なお、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

また、当事業年度において減損損失71,489千円を計上しております。減損損失の詳細につきましては、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項(損益計算書関係) 5 減損損失」をご参照ください。

また、当社はドローン関連事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、次のとおりであります。

2025年12月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額						従業員数 (人)
		建物附属設備 (千円)	機械及び装置 (千円)	工具、器具及 び備品 (千円)	航空機 (千円)	ソフトウェア (千円)	合計 (千円)	
本社 (東京都文京区)	本社設備、開 発設備等	-	-	-	-	-	-	55
クラウドモビリティ 研究所 (東京都板橋区)	開発設備等	-	-	-	-	-	-	13

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 帳簿価額は、減損損失計上後の金額で記載しております。

3. 本社事務所及びR&D拠点については他社から賃借しており、年間の賃借料は35,926千円であります。

4. 当社はドローン関連事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	10,000,000
計	10,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2025年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (2026年3月30日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	4,025,671	4,032,201	東京証券取引所 グロース市場	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	4,025,671	4,032,201	-	-

(注) 提出日現在の発行数には、2026年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

第1回新株予約権

決議年月日	2016年6月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2 当社従業員 8 社外協力者 3 (注)5
新株予約権の数(個)	57,600 [53,300] (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 57,600 [53,300] (注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	460 (注)3
新株予約権の行使期間	自 2018年6月1日 至 2026年6月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 460 資本組入額 230
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

当事業年度の末日(2025年12月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2026年2月28日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は1株であります。

2. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、新株予約権の数及び新株予約権の目的である株式の数は、適切かつ按分比例的に調整し、当社普通株式の変更を反映するものとする。

(1) 当社が普通株式を併合し又は分割する場合、発行することのできる株式の数、及び発行済かつ未行使の新株予約権の数は、次に定める算式により調整する。100分の1(0.01)株未満の端数が生じたときは、(価格の調整を行うことなく)これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割又は併合比率}$$

(2) 当社が会社合併若しくは会社分割する場合、又はその他当社が必要と認める場合、各未行使の新株予約権の目的たる株式について、合理的な範囲内で適切な調整を行うことができる。

3. 新株予約権の行使時の払込金額(以下、「行使価額」という。)は、次の定めに従い適切かつ按分比例的に調整し、当社普通株式の変更を反映するものとする。

(1) 当社が普通株式の分割又は併合を行う場合、未行使の新株予約権の行使価額は、次に定める算式により調整する。当該調整により1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合比率}}$$

4. 新株予約権の行使の条件等は、以下のとおりであります。

(1) 新株予約権者は、権利行使時において、下記「(3) 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件」に基づき取得請求を受けていないこと、又は に該当する事由が生じていないことを要する。ただし、当社が特に行使を認めた場合は、この限りではない。

(2) 1個未満の端数の新株予約権の行使は認めない。

(3) 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社は、次のいずれかの定めに基づき、新株予約権を取得することができるものとする。

当社は、新株予約権者の死亡により相続が発生した場合は、新株予約権を無償で取得することとし、相続を認めないものとする。

次のいずれかの地位にある新株予約権者が、その地位を喪失したとき、当社は、未行使の新株予約権を無償で取得することができる。

- ・ 当社又は子会社の取締役又は監査役
- ・ 当社又は子会社の使用人
- ・ 当社又は子会社の従業員
- ・ 当社又は子会社の社外協力者（取引先、業務提携先、顧問、アドバイザー、コンサルタント等、その他取締役会が当社又は子会社の協力者であると定める者）

新株予約権者が、正当な理由により、適用ある法律に従って当社又はその子会社を解雇又は解任された場合、当該新株予約権者の新株予約権は直ちに行使不能となり、当社は無償でこれを取得する。

新株予約権者が、当社又はその子会社の取締役、監査役、従業員又は使用人の地位にあり（新株予約権者が、新株予約権発行後に当該地位に就任した場合を含む。）、かつ、次に定めるいずれかの状況が生じた場合、当社は、未行使の新株予約権を無償で取得することができる。

- ・ 新株予約権者が、その所属する当社又は子会社の就業規則に定める懲戒を受けたとき
- ・ 新株予約権者が、取締役としての善管注意義務又は忠実義務などの、当社又は子会社に対して負う義務に違反したとき

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会で承認された場合（株主総会の承認が不要な場合には取締役会で承認された場合）は、当社は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

(4) 本新株予約権者は、以下のベスティング条件に従い、本新株予約権の行使をすることができる。

2018年7月1日から2026年6月29日（第1期）：新株予約権個数の40%

2020年7月1日から2026年6月29日（第2期）：新株予約権個数の30%に第1期に行使できるものの行使しなかった個数を加えた数

2022年7月1日から2026年6月29日（第3期）：新株予約権個数の30%に第1期及び第2期に行使できるものの行使しなかった個数を加えた数

(5) (4)にかかわらず、本新株予約権者は、権利行使期間内のいずれの年においても、本新株予約権の行使に係る権利行使価額の合計額が、年間1,200万円、又は行使時において租税特別措置法の適用を受けることができる権利行使価額の年間の合計額を超えないように、本新株予約権を行使しなければならないものとする。

(6) その他の条件については、新株予約権者と締結した「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

5. 付与対象者の退職等による権利の喪失並びに雇用形態の変更により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役1名、当社従業員3名、社外協力者3名となっております。

第2回新株予約権

決議年月日	2017年3月31日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 21 (注)5
新株予約権の数(個)	18,900 (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 18,900 (注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	700 (注)3
新株予約権の行使期間	自 2019年4月1日 至 2027年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 700 資本組入額 350
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

当事業年度の末日(2025年12月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2026年2月28日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は1株であります。

2. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、新株予約権の数及び新株予約権の目的である株式の数は、適切かつ按分比例的に調整し、当社普通株式の変更を反映するものとする。

(1) 当社が普通株式を併合し又は分割する場合、発行することのできる株式の数、及び発行済かつ未行使の新株予約権の数は、次に定める算式により調整する。100分の1(0.01)株未満の端数が生じたときは、(価格の調整を行うことなく)これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割又は併合比率}$$

(2) 当社が会社合併若しくは会社分割する場合、又はその他当社が必要と認める場合、各未行使の新株予約権の目的たる株式について、合理的な範囲内で適切な調整を行うことができる。

3. 新株予約権の行使時の払込金額(以下、「行使価額」という。)は、次の定めに従い適切かつ按分比例的に調整し、当社普通株式の変更を反映するものとする。

(1) 当社が普通株式の分割又は併合を行う場合、未行使の新株予約権の行使価額は、次に定める算式により調整する。当該調整により1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合比率}}$$

4. 新株予約権の行使の条件等は、以下のとおりであります。

(1) 新株予約権者は、権利行使時において、下記「(3) 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件」に基づく取得請求を受けていないこと、又は に該当する事由が生じていないことを要する。ただし、当社が特に行使を認めた場合は、この限りではない。

(2) 1個未満の端数の新株予約権の行使は認めない。

(3) 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社は、次のいずれかの定めに基づき、新株予約権を取得することができるものとする。

当社は、新株予約権者の死亡により相続が発生した場合は、新株予約権を無償で取得することとし、相続を認めないものとする。

次のいずれかの地位にある新株予約権者が、その地位を喪失したとき、当社は、未行使の新株予約権を無償で取得することができる。

・ 当社又は子会社の取締役又は監査役

・ 当社又は子会社の使用人

・ 当社又は子会社の従業員

・ 当社又は子会社の社外協力者(取引先、業務提携先、顧問、アドバイザー、コンサルタント等、その他取締役会が当社又は子会社の協力者であると定める者)

新株予約権者が、正当な理由により、適用ある法律に従って当社又はその子会社を解雇又は解任された場合、当該新株予約権者の新株予約権は直ちに行使不能となり、当社は無償でこれを取得する。

新株予約権者が、当社又はその子会社の取締役、監査役、従業員又は使用人の地位にあり（新株予約権者が、新株予約権発行後に当該地位に就任した場合を含む。）、かつ、次に定めるいずれかの状況が生じた場合、当社は、未行使の新株予約権を無償で取得することができる。

- ・ 新株予約権者が、その所属する当社又は子会社の就業規則に定める懲戒を受けたとき
- ・ 新株予約権者が、取締役としての善管注意義務又は忠実義務などの、当社又は子会社に対して負う義務に違反したとき

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会で承認された場合（株主総会の承認が不要な場合には〔取締役会〕で承認された場合）は、当社は、当社〔取締役会〕が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

- (4) 本新株予約権者は、以下のベスティング条件に従い、本新株予約権の行使をすることができる。
- 2019年4月1日から2027年3月31日（第1期）：新株予約権個数の40%
 - 2021年4月1日から2027年3月31日（第2期）：新株予約権個数の30%に第1期に行使できるものの行使しなかった個数を加えた数
 - 2023年4月1日から2027年3月31日（第3期）：新株予約権個数の30%に第1期及び第2期に行使できるものの行使しなかった個数を加えた数
- (5) (4)にかかわらず、本新株予約権者は、権利行使期間内のいずれの年においても、本新株予約権の行使に係る権利行使価額の合計額が、年間1,200万円、又は行使時において租税特別措置法の適用を受けることができる権利行使価額の年間の合計額を超えないように、本新株予約権を行使しなければならないものとする。
- (6) その他の条件については、新株予約権者と締結した「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
5. 付与対象者の退職等による権利の喪失並びに雇用形態の変更により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社従業員8名、社外協力者1名となっております。

第3回新株予約権

決議年月日	2018年5月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3 当社従業員 15 社外協力者 1 (注)5
新株予約権の数(個)	55,860〔53,630〕 (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 55,860〔53,630〕 (注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,000 (注)2
新株予約権の行使期間	自 2020年6月1日 至 2028年5月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,000 資本組入額 500
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

当事業年度の末日(2025年12月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2026年2月28日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は1株であります。

2. 当社が普通株式の分割又は併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使又は消却されていない新株予約権の目的となる付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割又は併合の比率

当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

当社が普通株式の分割又は併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割又は株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合比率}}$$

当社普通株式の価額(以下「新規発行前の株価」という。)を下回る価額で、当社普通株式の発行又は自己株式の処分が行われる場合(新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式における「新規発行前の株価」は以下のように定義する。

- (1) 株式公開前：直前に当社が発行又は処分した当社普通株式の新株発行価格又は処分価格(新株発行価格又は処分価格が株式を引き受ける者に特に有利な金額でないものに限る。)を新規発行前の株価とする。
- (2) 株式公開後：調整後行使価額を適用する日に先立つ直近30取引日における当社が上場する証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く)を新規発行前の株価とする。なお、平均値は1円未満を四捨五入する。

「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替える。

上記のほか、割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件等は、以下のとおりであります。

- (1) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員又は社外協力者（取引先、業務提携先、顧問、アドバイザー、コンサルタント等、その他当社取締役会が当社又は当社子会社の協力者であると定める者）の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると当社取締役会の承認を得た場合はこの限りでない。
 - (2) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めないものとする。
 - (3) 各新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。
 - (4) 本新株予約権者は、当社普通株式に係る株式が、いずれかの国内の証券取引所に上場（ただし、プロ投資家向け市場への上場を除く）した場合（以下「株式公開」という）に限り、以下の制限に従い、本新株予約権を行使することができる。但し、株式公開前であっても当社の取締役会が特に認めた場合はこの限りではない。

株式公開後 1 年が経過する日から株式公開後 2 年が経過する日の前日まで：割当数の50%（1 個未満の端数は切上げ）を上限として行使することができる。

株式公開後 2 年が経過する日から：割当数の全てを行使することができる。
 - (5) 本新株予約権者は、本新株予約権（租税特別措置法第29条の2の適用あるものに限る）の行使に係る株式の払込金額の年間（1月1日から12月31日まで）の合計額（本新株予約権以外に租税特別措置法第29条の2に定める他の特定新株予約権等を権利行使している場合は当該権利行使価額の合計額を含む）が金1,200万円（又は行使時において租税特別措置法の適用を受けることができる権利行使価額の年間合計額）を超えない範囲で本新株予約権を行使しなければならない。
 - (6) 本新株予約権の権利行使価額は、本契約締結時における当社の株式 1 株あたりの価額に相当する金額以上でなければならない。
 - (7) その他の権利行使の条件は、新株予約権割当契約に定めるところによる。
4. 当社が組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱いは以下のとおりであります。
- 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
5. 付与対象者の退職等による権利の喪失並びに取締役退任、雇用形態の変更により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役 2 名、当社従業員 6 名、社外協力者 1 名となっております。

第4回新株予約権

決議年月日	2019年5月10日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2 当社従業員 14 社外協力者 4 (注)5
新株予約権の数(個)	17,820 (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 17,820 (注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,800 (注)2
新株予約権の行使期間	自 2021年5月11日 至 2029年5月10日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,800 資本組入額 900
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

当事業年度の末日(2025年12月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2026年2月28日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は1株であります。

2. 当社が普通株式の分割又は併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使又は消却されていない新株予約権の目的となる付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割又は併合の比率

当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

当社が普通株式の分割又は併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割又は株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合比率}}$$

当社普通株式の価額(以下「新規発行前の株価」という。)を下回る価額で、当社普通株式の発行又は自己株式の処分が行われる場合(新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式における「新規発行前の株価」は以下のように定義する。

- (1) 株式公開前：直前に当社が発行又は処分した当社普通株式の新株発行価格又は処分価格(新株発行価格又は処分価格が株式を引き受ける者に特に有利な金額でないものに限る。)を新規発行前の株価とする。
- (2) 株式公開後：調整後行使価額を適用する日に先立つ直近30取引日における当社が上場する証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く)を新規発行前の株価とする。なお、平均値は1円未満を四捨五入する。

「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替える。

上記のほか、割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件等は、以下のとおりであります。

- (1) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員又は社外協力者（取引先、業務提携先、顧問、アドバイザー、コンサルタント等、その他当社取締役会が当社又は当社子会社の協力者であると定める者）の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると当社取締役会の承認を得た場合はこの限りでない。
 - (2) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めないものとする。
 - (3) 各新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。
 - (4) 本新株予約権者は、当社普通株式に係る株式が、いずれかの国内の証券取引所に上場（ただし、プロ投資家向け市場への上場を除く）した場合（以下「株式公開」という）に限り、以下の制限に従い、本新株予約権を行使することができる。但し、株式公開前であっても当社の取締役会が特に認めた場合はこの限りではない。

株式公開後 1 年が経過する日から株式公開後 2 年が経過する日の前日まで：割当数の50%（1 個未満の端数は切上げ）を上限として行使することができる。

株式公開後 2 年が経過する日から：割当数の全てを行使することができる。
 - (5) 本新株予約権者は、本新株予約権（租税特別措置法第29条の2の適用あるものに限る）の行使に係る株式の払込金額の年間（1月1日から12月31日まで）の合計額（本新株予約権以外に租税特別措置法第29条の2に定める他の特定新株予約権等を権利行使している場合は当該権利行使価額の合計額を含む）が金1,200万円（又は行使時において租税特別措置法の適用を受けることができる権利行使価額の年間合計額）を超えない範囲で本新株予約権を行使しなければならない。
 - (6) 本新株予約権の権利行使価額は、本契約締結時における当社の株式 1 株あたりの価額に相当する金額以上でなければならない。
 - (7) その他の権利行使の条件は、新株予約権割当契約に定めるところによる。
4. 当社が組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱いは以下のとおりであります。
- 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
5. 付与対象者の退職等による権利の喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社従業員 6 名、社外協力者 3 名となっております。

第5回新株予約権

決議年月日	2020年7月21日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 5 当社従業員 21 (注)5
新株予約権の数(個)	38,170 (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 38,170 (注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,000 (注)2
新株予約権の行使期間	自 2022年7月22日 至 2030年7月21日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,000 資本組入額 1,000
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

当事業年度の末日(2025年12月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2026年2月28日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は1株であります。

2. 当社が普通株式の分割又は併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使又は消却されていない新株予約権の目的となる付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割又は併合の比率

当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

当社が普通株式の分割又は併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割又は株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合比率}}$$

当社普通株式の価額(以下「新規発行前の株価」という。)を下回る価額で、当社普通株式の発行又は自己株式の処分が行われる場合(新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式における「新規発行前の株価」は以下のように定義する。

(1) 株式公開前：直近に当社が発行又は処分した当社普通株式の新株発行価格又は処分価格(新株発行価格又は処分価格が株式を引き受ける者に特に有利な金額でないものに限る。)を新規発行前の株価とする。

(2) 株式公開後：調整後行使価額を適用する日に先立つ直近30取引日における当社が上場する証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く)を新規発行前の株価とする。なお、平均値は1円未満を四捨五入する。

「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替える。

上記のほか、割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件等は、以下のとおりであります。

(1) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員又は社外協力者(取引先、業務提携先、顧問、アドバイザー、コンサルタント等、その他当社取締役会

が当社又は当社子会社の協力者であると定める者)の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると当社取締役会の承認を得た場合はこの限りでない。

- (2) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めないものとする。
 - (3) 各新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。
 - (4) 本新株予約権者は、当社普通株式に係る株式が、いずれかの国内の証券取引所に上場(ただし、プロ投資家向け市場への上場を除く)した場合(以下「株式公開」という)に限り、以下の制限に従い、本新株予約権を行使することができる。但し、株式公開前であっても当社の取締役会が特に認めた場合はこの限りではない。

株式公開後 1 年が経過する日から株式公開後 2 年が経過する日の前日まで：割当数の50% (1 個未満の端数は切上げ) を上限として行使することができる。

株式公開後 2 年が経過する日から：割当数の全てを行使することができる。
 - (5) 本新株予約権者は、本新株予約権(租税特別措置法第29条の2の適用あるものに限る)の行使に係る株式の払込金額の年間(1月1日から12月31日まで)の合計額(本新株予約権以外に租税特別措置法第29条の2に定める他の特定新株予約権等を権利行使している場合は当該権利行使価額の合計額を含む)が金1,200万円(又は行使時において租税特別措置法の適用を受けることができる権利行使価額の年間合計額)を超えない範囲で本新株予約権を行使しなければならない。
 - (6) 本新株予約権の権利行使価額は、本契約締結時における当社の株式 1 株あたりの価額に相当する金額以上でなければならない。
 - (7) その他の権利行使の条件は、新株予約権割当契約に定めるところによる。
4. 当社が組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱いは以下のとおりであります。
- 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
5. 付与対象者の退職等による権利の喪失、取締役退任並びに取締役就任により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役4名、当社従業員9名となっております。

第6回新株予約権

決議年月日	2020年12月22日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 5 (注)5
新株予約権の数(個)	2,200 (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 2,200 (注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,000 (注)2
新株予約権の行使期間	自 2022年12月23日 至 2030年12月22日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,000 資本組入額 1,000
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

当事業年度の末日(2025年12月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2026年2月28日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は1株であります。

2. 当社が普通株式の分割又は併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使又は消却されていない新株予約権の目的となる付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割又は併合の比率

当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

当社が普通株式の分割又は併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割又は株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合比率}}$$

当社普通株式の価額(以下「新規発行前の株価」という。)を下回る価額で、当社普通株式の発行又は自己株式の処分が行われる場合(新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式における「新規発行前の株価」は以下のように定義する。

(1) 株式公開前：直近に当社が発行又は処分した当社普通株式の新株発行価格又は処分価格(新株発行価格又は処分価格が株式を引き受ける者に特に有利な金額でないものに限る。)を新規発行前の株価とする。

(2) 株式公開後：調整後行使価額を適用する日に先立つ直近30取引日における当社が上場する証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く)を新規発行前の株価とする。なお、平均値は1円未満を四捨五入する。

「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替える。

上記のほか、割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件等は、以下のとおりであります。

- (1) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員又は社外協力者（取引先、業務提携先、顧問、アドバイザー、コンサルタント等、その他当社取締役会が当社又は当社子会社の協力者であると定める者）の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると当社取締役会の承認を得た場合はこの限りでない。
- (2) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めないものとする。
- (3) 各新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。
- (4) 本新株予約権者は、当社普通株式に係る株式が、いずれかの国内の証券取引所に上場（ただし、プロ投資家向け市場への上場を除く）した場合（以下「株式公開」という）に限り、以下の制限に従い、本新株予約権を行使することができる。但し、株式公開前であっても当社の取締役会が特に認めた場合はこの限りではない。

株式公開後 1 年が経過する日から株式公開後 2 年が経過する日の前日まで：割当数の 50%（1 個未満の端数は切上げ）を上限として行使することができる。

株式公開後 2 年が経過する日から：割当数の全てを行使することができる。

- (5) 本新株予約権者は、本新株予約権（租税特別措置法第 29 条の 2 の適用あるものに限る）の行使に係る株式の払込金額の年間（1 月 1 日から 12 月 31 日まで）の合計額（本新株予約権以外に租税特別措置法第 29 条の 2 に定める他の特定新株予約権等を権利行使している場合は当該権利行使価額の合計額を含む）が金 1,200 万円（又は行使時において租税特別措置法の適用を受けることができる権利行使価額の年間合計額）を超えない範囲で本新株予約権を行使しなければならない。
 - (6) 本新株予約権の権利行使価額は、本契約締結時における当社の株式 1 株あたりの価額に相当する金額以上でなければならない。
 - (7) その他の権利行使の条件は、新株予約権割当契約に定めるところによる。
4. 当社が組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱いは以下のとおりであります。
- 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
5. 付与対象者の退職等による権利の喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社従業員 1 名となっております。

第7回新株予約権

決議年月日	2022年3月17日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1 当社従業員 32 社外協力者 1 (注)5
新株予約権の数(個)	28,810 (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 28,810 (注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,200 (注)2
新株予約権の行使期間	自 2024年3月18日 至 2032年3月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,200 資本組入額 1,100
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

当事業年度の末日(2025年12月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2026年2月28日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は1株であります。

2. 当社が普通株式の分割又は併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使又は消却されていない新株予約権の目的となる付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割又は併合の比率

当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

当社が普通株式の分割又は併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割又は株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合比率}}$$

当社普通株式の価額(以下「新規発行前の株価」という。)を下回る価額で、当社普通株式の発行又は自己株式の処分が行われる場合(新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式における「新規発行前の株価」は以下のように定義する。

- (1) 株式公開前：直前に当社が発行又は処分した当社普通株式の新株発行価格又は処分価格(新株発行価格又は処分価格が株式を引き受ける者に特に有利な金額でないものに限る。)を新規発行前の株価とする。
- (2) 株式公開後：調整後行使価額を適用する日に先立つ直近30取引日における当社が上場する証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く)を新規発行前の株価とする。なお、平均値は1円未満を四捨五入する。

「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替える。

上記のほか、割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件等は、以下のとおりであります。

- (1) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員又は社外協力者（取引先、業務提携先、顧問、アドバイザー、コンサルタント等、その他当社取締役会が当社又は当社子会社の協力者であると定める者）の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると当社取締役会の承認を得た場合はこの限りでない。
 - (2) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めないものとする。
 - (3) 各新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。
 - (4) 本新株予約権者は、当社普通株式に係る株式が、いずれかの国内の証券取引所に上場（ただし、プロ投資家向け市場への上場を除く）した場合（以下「株式公開」という）に限り、以下の制限に従い、本新株予約権を行使することができる。但し、株式公開前であっても当社の取締役会が特に認めた場合はこの限りではない。

株式公開後 1 年が経過する日から株式公開後 2 年が経過する日の前日まで：割当数の50%（1 個未満の端数は切上げ）を上限として行使することができる。

株式公開後 2 年が経過する日から：割当数の全てを行使することができる。
 - (5) 本新株予約権者は、本新株予約権（租税特別措置法第29条の2の適用あるものに限る）の行使に係る株式の払込金額の年間（1月1日から12月31日まで）の合計額（本新株予約権以外に租税特別措置法第29条の2に定める他の特定新株予約権等を権利行使している場合は当該権利行使価額の合計額を含む）が金1,200万円（又は行使時において租税特別措置法の適用を受けることができる権利行使価額の年間合計額）を超えない範囲で本新株予約権を行使しなければならない。
 - (6) 本新株予約権の権利行使価額は、本契約締結時における当社の株式 1 株あたりの価額に相当する金額以上でなければならない。
 - (7) その他の権利行使の条件は、新株予約権割当契約に定めるところによる。
4. 当社が組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱いは以下のとおりであります。
- 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
5. 付与対象者の退職等による権利の喪失並びに取締役就任により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役 1 名、当社従業員 12 名、社外協力者 1 名となっております。

第8回新株予約権

決議年月日	2022年4月19日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 3 (注)5
新株予約権の数(個)	2,770 (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 2,770 (注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,200 (注)2
新株予約権の行使期間	自 2024年4月20日 至 2032年4月19日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,200 資本組入額 1,100
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

当事業年度の末日(2025年12月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2026年2月28日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は1株であります。

2. 当社が普通株式の分割又は併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使又は消却されていない新株予約権の目的となる付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割又は併合の比率

当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

当社が普通株式の分割又は併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割又は株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合比率}}$$

当社普通株式の価額(以下「新規発行前の株価」という。)を下回る価額で、当社普通株式の発行又は自己株式の処分が行われる場合(新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式における「新規発行前の株価」は以下のように定義する。

(1) 株式公開前：直近に当社が発行又は処分した当社普通株式の新株発行価格又は処分価格(新株発行価格又は処分価格が株式を引き受ける者に特に有利な金額でないものに限る。)を新規発行前の株価とする。

(2) 株式公開後：調整後行使価額を適用する日に先立つ直近30取引日における当社が上場する証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く)を新規発行前の株価とする。なお、平均値は1円未満を四捨五入する。

「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替える。

上記のほか、割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件等は、以下のとおりであります。

- (1) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員又は社外協力者（取引先、業務提携先、顧問、アドバイザー、コンサルタント等、その他当社取締役会が当社又は当社子会社の協力者であると定める者）の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると当社取締役会の承認を得た場合はこの限りでない。
- (2) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めないものとする。
- (3) 各新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。
- (4) 本新株予約権者は、当社普通株式に係る株式が、いずれかの国内の証券取引所に上場（ただし、プロ投資家向け市場への上場を除く）した場合（以下「株式公開」という）に限り、以下の制限に従い、本新株予約権を行使することができる。但し、株式公開前であっても当社の取締役会が特に認めた場合はこの限りではない。

株式公開後 1 年が経過する日から株式公開後 2 年が経過する日の前日まで：割当数の 50%（1 個未満の端数は切上げ）を上限として行使することができる。

株式公開後 2 年が経過する日から：割当数の全てを行使することができる。

- (5) 本新株予約権者は、本新株予約権（租税特別措置法第 29 条の 2 の適用あるものに限る）の行使に係る株式の払込金額の年間（1 月 1 日から 12 月 31 日まで）の合計額（本新株予約権以外に租税特別措置法第 29 条の 2 に定める他の特定新株予約権等を権利行使している場合は当該権利行使価額の合計額を含む）が金 1,200 万円（又は行使時において租税特別措置法の適用を受けることができる権利行使価額の年間合計額）を超えない範囲で本新株予約権を行使しなければならない。
- (6) 本新株予約権の権利行使価額は、本契約締結時における当社の株式 1 株あたりの価額に相当する金額以上でなければならない。
- (7) その他の権利行使の条件は、新株予約権割当契約に定めるところによる。

4. 当社が組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱いは以下のとおりであります。

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

5. 付与対象者の退職等による権利の喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社従業員 1 名となっております。

第9回新株予約権

決議年月日	2022年11月17日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1 当社従業員 1 (注)5
新株予約権の数(個)	1,230 (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 1,230 (注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,200 (注)2
新株予約権の行使期間	自 2024年11月18日 至 2032年11月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,200 資本組入額 1,100
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

当事業年度の末日(2025年12月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2026年2月28日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は1株であります。

2. 当社が普通株式の分割又は併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使又は消却されていない新株予約権の目的となる付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割又は併合の比率

当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

当社が普通株式の分割又は併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割又は株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合比率}}$$

当社普通株式の価額(以下「新規発行前の株価」という。)を下回る価額で、当社普通株式の発行又は自己株式の処分が行われる場合(新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式における「新規発行前の株価」は以下のように定義する。

- (1) 株式公開前：直近に当社が発行又は処分した当社普通株式の新株発行価格又は処分価格(新株発行価格又は処分価格が株式を引き受ける者に特に有利な金額でないものに限る。)を新規発行前の株価とする。

- (2) 株式公開後：調整後行使価額を適用する日に先立つ直近30取引日における当社が上場する証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く)を新規発行前の株価とする。なお、平均値は1円未満を四捨五入する。

「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替える。

上記のほか、割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件等は、以下のとおりであります。

- (1) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員又は社外協力者（取引先、業務提携先、顧問、アドバイザー、コンサルタント等、その他当社取締役会が当社又は当社子会社の協力者であると定める者）の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると当社取締役会の承認を得た場合はこの限りでない。
- (2) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めないものとする。
- (3) 各新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。
- (4) 本新株予約権者は、当社普通株式に係る株式が、いずれかの国内の証券取引所に上場（ただし、プロ投資家向け市場への上場を除く）した場合（以下「株式公開」という）に限り、以下の制限に従い、本新株予約権を行使することができる。但し、株式公開前であっても当社の取締役会が特に認めた場合はこの限りではない。

株式公開後 1 年が経過する日から株式公開後 2 年が経過する日の前日まで：割当数の50%（1 個未満の端数は切上げ）を上限として行使することができる。

株式公開後 2 年が経過する日から：割当数の全てを行使することができる。

- (5) 本新株予約権者は、本新株予約権（租税特別措置法第29条の2の適用あるものに限る）の行使に係る株式の払込金額の年間（1月1日から12月31日まで）の合計額（本新株予約権以外に租税特別措置法第29条の2に定める他の特定新株予約権等を権利行使している場合は当該権利行使価額の合計額を含む）が金1,200万円（又は行使時において租税特別措置法の適用を受けることができる権利行使価額の年間合計額）を超えない範囲で本新株予約権を行使しなければならない。
- (6) 本新株予約権の権利行使価額は、本契約締結時における当社の株式 1 株あたりの価額に相当する金額以上でなければならない。
- (7) その他の権利行使の条件は、新株予約権割当契約に定めるところによる。

4. 当社が組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱いは以下のとおりであります。

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

5. 付与対象者の退職等による権利の喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社従業員 1 名となっております。

第10回新株予約権

決議年月日	2023年3月16日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1 当社従業員 8 (注)5
新株予約権の数(個)	24,460 (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 24,460 (注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,200 (注)2
新株予約権の行使期間	自 2025年3月17日 至 2033年3月16日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,200 資本組入額 1,100
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

当事業年度の末日(2025年12月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2026年2月28日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は1株であります。

2. 当社が普通株式の分割又は併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使又は消却されていない新株予約権の目的となる付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割又は併合の比率

当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

当社が普通株式の分割又は併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割又は株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合比率}}$$

当社普通株式の価額(以下「新規発行前の株価」という。)を下回る価額で、当社普通株式の発行又は自己株式の処分が行われる場合(新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式における「新規発行前の株価」は以下のように定義する。

(1) 株式公開前：直近に当社が発行又は処分した当社普通株式の新株発行価格又は処分価格(新株発行価格又は処分価格が株式を引き受ける者に特に有利な金額でないものに限る。)を新規発行前の株価とする。

(2) 株式公開後：調整後行使価額を適用する日に先立つ直近30取引日における当社が上場する証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く)を新規発行前の株価とする。なお、平均値は1円未満を四捨五入する。

「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替える。

上記のほか、割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件等は、以下のとおりであります。

(1) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員又は社外協力者(取引先、業務提携先、顧問、アドバイザー、コンサルタント等、その他当社取締役会

が当社又は当社子会社の協力者であると定める者)の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると当社取締役会の承認を得た場合はこの限りでない。

- (2) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めないものとする。
 - (3) 各新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。
 - (4) 本新株予約権者は、当社普通株式に係る株式が、いずれかの国内の証券取引所に上場(ただし、プロ投資家向け市場への上場を除く)した場合(以下「株式公開」という)に限り、以下の制限に従い、本新株予約権を行使することができる。但し、株式公開前であっても当社の取締役会が特に認めた場合はこの限りではない。

株式公開後 1 年が経過する日から株式公開後 2 年が経過する日の前日まで：割当数の50% (1 個未満の端数は切上げ) を上限として行使することができる。

株式公開後 2 年が経過する日から：割当数の全てを行使することができる。
 - (5) 本新株予約権者は、本新株予約権(租税特別措置法第29条の2の適用あるものに限る)の行使に係る株式の払込金額の年間(1月1日から12月31日まで)の合計額(本新株予約権以外に租税特別措置法第29条の2に定める他の特定新株予約権等を権利行使している場合は当該権利行使価額の合計額を含む)が金1,200万円(又は行使時において租税特別措置法の適用を受けることができる権利行使価額の年間合計額)を超えない範囲で本新株予約権を行使しなければならない。
 - (6) 本新株予約権の権利行使価額は、本契約締結時における当社の株式 1 株あたりの価額に相当する金額以上でなければならない。
 - (7) その他の権利行使の条件は、新株予約権割当契約に定めるところによる。
4. 当社が組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱いは以下のとおりであります。
- 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
5. 付与対象者の退職等による権利の喪失並びに取締役就任により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役 1 名、当社従業員 4 名となっております。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

当社は、会社法に基づき新株予約権付社債及び新株予約権を発行しております。

第1回無担保転換社債型新株予約権付社債

決議年月日	2025年9月26日
新株予約権の数(個)	40
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 202,265(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,472(注)1
新株予約権の行使期間	自 2025年10月24日 至 2030年10月21日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,472(注)1 資本組入額 1,236(注)2
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権付社債は会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより本社債又は本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。なお、当社と割当先が締結する本第三者割当契約における制限として、割当先が本新株予約権付社債及び本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)1
新株予約権の行使の際に出資の目的とする財産の内容及び価額	各本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、出資される財産の価額は、当該本新株予約権に係る本社債の金額と同額とする。
新株予約権付社債の残高(千円)	500,000

当事業年度の末日(2025年12月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2026年2月28日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分(以下、当社普通株式の発行又は処分を当社普通株式の「交付」という。)する数は、行使請求に係る本社債の払込金額の総額を下記に定める転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

(イ) 転換価額は、当初2,472円とする。但し、転換価額は下記(ロ)の規定に従って調整される。

(ロ) 転換価額の調整

当社は、当社が本新株予約権付社債の発行後、下記に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「新株発行等による転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

新株発行等による転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及び調整後転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

() 下記()に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、当社の譲渡制限付株式報酬制度に基づき当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換、株式交付又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

() 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後転換価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- () 下記 () に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記 () に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）（但し、第11回新株予約権を除く。）を発行又は付与する場合（無償割当てによる場合を含む。但し、ストックオプション制度に基づき新株予約権を交付する場合を除く。）

調整後転換価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして新株発行等による転換価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- () 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記 () に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後転換価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、当該取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）に関して、当該調整前に本号 による行使価額の調整が行われている場合には、調整後行使価額は、当該調整を考慮して算出するものとする。

- () 上記()乃至()の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記()乃至()にかかわらず、調整後転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \frac{\text{調整前転換価額により}}{\text{当該期間内に交付された株式数}}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

当社は、本新株予約権付社債の発行後、下記 に定める特別配当の支払いを実施する場合には、次に定める算式（以下、新株発行等による転換価額調整式と併せて「転換価額調整式」と総称する。）をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{時価} - 1 \text{株当たりの特別配当}}{\text{時価}}$$

「1株当たりの特別配当」とは、特別配当を、剰余金の配当に係る当該事業年度の最終の基準日における各本社債の金額（金12,500,000円）当たりの本新株予約権の目的となる株式の数で除した金額をいう。1株当たり特別配当の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

() 「特別配当」とは、2030年10月21日までの間に終了する各事業年度内に到来する配当に係る各基準日における、当社普通株式1株当たりの剰余金の配当（会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭も含む。金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当の場合には、かかる配当財産の簿価を配当の額とする。）の額に当該基準日時点における各本社債の金額（金12,500,000円）当たりの本新株予約権の目的である株式の数に乗じて得た金額の当該事業年度における累計額（当社が当社の事業年度を変更した場合には、新株予約権者と協議の上合理的に修正された金額）をいう。

() 特別配当による転換価額の調整は、各事業年度の配当に係る最終の基準日に係る会社法第454条又は第459条に定める剰余金の配当決議が行われた日の属する月の翌月1日以降これを適用する。

転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまる場合は、転換価額の調整は行わない。但し、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を調整する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

() 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

() 転換価額調整式で使用する時価は、調整後転換価額が初めて適用される日（但し、上記 () の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の東証終値の平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

() 転換価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後転換価額を初めて適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式数を控除した数とする。また、上記 () の場合には、転換価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

上記 記載の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権付社債権者と協議の上、その承認を得て、必要な転換価額の調整を行う。

() 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換、株式交付又は合併のために転換価額の調整を必要とするとき。

() その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

() 転換価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

転換価額の調整を行うときは、当社は、調整後転換価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権付社債権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前転換価額、調整後転換価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記 () に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

2. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

第11回新株予約権

決議年月日	2025年9月26日
新株予約権の数(個)	2,100(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 210,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,472(注)2
新株予約権の行使期間	自 2025年10月24日 至 2030年10月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,472(注)2 資本組入額 1,236(注)3
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)1、2

当事業年度の末日(2025年12月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2026年2月28日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後割当株式数 = 調整前割当株式数 × 株式分割等の比率

また、当社が下記2.の規定に従って行使価額の調整を行う場合(但し、株式分割等を原因とする場合を除く。)には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、下記2.に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

2.(1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記(2)に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「新株発行等による行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

(2) 新株発行等による行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

下記(4)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分(以下、当社普通株式の発行又は処分を当社普通株式の「交付」という。)する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、当社の譲渡制限付株式報酬制度に基づき当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換、株式交付又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

下記(4)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記(4)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)(但し、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権を除く。)を発行又は付与する場合(無償割当てによる場合を含む。但し、ストックオプション制度に基づき新株予約権を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして新株発行等による行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記（4）に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、当該取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）に関して、当該調整前に上記による行使価額の調整が行われている場合には、調整後行使価額は、当該調整を考慮して算出するものとする。

上記乃至の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記乃至にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額} \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

（ ）当社は、本新株予約権の発行後、下記(ii)に定める特別配当の支払いを実施する場合には、次に定める算式（以下、新株発行等による行使価額調整式と併せて「行使価額調整式」と総称する。）をもって行使価額を調整する

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{時価} - 1 \text{株当たりの特別配当}}{\text{時価}}$$

「1株当たりの特別配当」とは、特別配当を、剰余金の配当に係る当該事業年度の最終の基準日における本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数で除した金額をいう。1株当たり特別配当の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

(ii) 「特別配当」とは、2030年10月23日までの間に終了する各事業年度内に到来する配当に係る各基準日における、当社普通株式1株当たりの剰余金の配当（会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭も含む。金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当の場合には、かかる配当財産の簿価を配当の額とする。）の額に当該基準日時点における本新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じて得た金額の当該事業年度における累計額（当社が当社の事業年度を変更した場合には、新株予約権者と協議の上合理的に修正された金額）をいう。

(iii) 特別配当による行使価額の調整は、各事業年度の配当に係る最終の基準日に係る会社法第454条又は第459条に定める剰余金の配当決議が行われた日の属する月の翌月1日以降これを適用する。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日（但し、上記(2)の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の東証終値の平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式数を控除した数とする。また、上記(2)の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

(5) 上記(2)の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換、株式交付又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
2022年3月25日 (注)1	104,544	3,279,351	114,998	214,998	114,998	114,998
2023年12月11日 (注)2	550,000	3,829,351	400,752	615,750	400,752	515,750
2023年12月27日 (注)3	109,700	3,939,051	79,931	695,682	79,931	595,682
2025年7月31日 (注)4	2,100	3,941,151	483	696,165	483	596,165
2025年10月15日 (注)5	80,900	4,022,051	99,992	796,157	99,992	696,157
2025年10月31日 (注)4	3,620	4,025,671	1,267	797,424	1,267	697,424

(注)1. 有償第三者割当

発行価格 2,200円

資本組入額 1,100円

割当先 けいはんな学研都市ATRベンチャーNVCC投資事業有限責任組合、DRONE FUND 3号投資事業有限責任組合、株式会社インテック

2. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)

発行価格 1,584円

引受価額 1,457.28円

資本組入額 728.64円

3. 有償第三者割当(オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資)

発行価格 1,584円

引受価額 1,457.28円

資本組入額 728.64円

割当先 大和証券株式会社

4. 新株予約権(ストックオプション)の行使による増加であります。

5. 有償第三者割当

発行価格 2,472円

資本組入額 1,236円

割当先 いであ株式会社

6. 2026年1月1日から2026年2月28日までの間に、新株予約権(ストックオプション)の行使により、発行済株式総数が6,530株、資本金及び資本準備金がそれぞれ2,104千円増加しております。

(5) 【所有者別状況】

2025年12月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	2	23	42	26	21	4,643	4,757	-
所有株式数(単元)	-	47	1,269	3,182	1,661	79	33,901	40,139	11,771
所有株式数の割合 (%)	-	0.11	3.16	7.93	4.14	0.20	84.46	100	-

(6) 【大株主の状況】

2025年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
熊田 貴之	東京都世田谷区	1,490,400	37.02
福田 重男	神奈川県相模原市中央区	180,000	4.47
熊田 雅之	埼玉県川越市	113,400	2.81
いであ株式会社	東京都世田谷区駒沢三丁目15番1号	80,900	2.00
MSCO CUSTOMER SECURITIES (常任代理人 モルガン・スタン レーMUFJ証券株式会社)	1585 Broadway New York, New York 10036, U.S.A. (東京都千代田区大手町一丁目9番7 号)	64,500	1.60
FUSOグループホールディングス株式 会社	東京都中央区日本橋室町二丁目3番1号	50,000	1.24
大成温調株式会社	東京都品川区大井一丁目49番10号	50,000	1.24
DRONE FUND 3号投資事業有限責任 組合	東京都港区虎ノ門五丁目9番1号	45,454	1.12
横田 賢司	大阪府大阪市福島区	42,800	1.06
大成株式会社	愛知県名古屋市中区栄三丁目31番12号	40,000	0.99
計	-	2,157,454	53.59

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2025年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 4,013,900	40,139	完全議決権株式であり、株 主としての権利内容に何ら 限定のない当社における標 準となる株式であり、単元 株式数は100株でありま す。
単元未満株式	普通株式 11,771	-	-
発行済株式総数	4,025,671	-	-
総株主の議決権	-	40,139	-

【自己株式等】

該当事項はありません。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3【配当政策】

当社は、財務体質の強化及び事業競争力を確保するため、将来の事業拡大に必要な内部留保の充実を図り、将来の事業展開のための投資等に充当していくことが株主に対する最大の利益還元につながると考えており、設立以来配当を行っておりません。当社では株主の皆様への利益還元も重要な経営課題と認識しており、将来的には業績及び財政状態を勘案し、株主の皆様への利益還元を検討していく方針ではありますが、現時点においては配当実施の可能性及び実施時期につきましては未定であります。なお、内部留保資金につきましては、財務体質の強化、事業競争力の確保のための資金として有効に活用していく所存であります。

剰余金の配当を行う場合、年1回の期末配当を基本方針としており、その他年1回の中間配当を行うことができる旨及び上記の他に基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めております。また、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項を定めることができる旨を定款に定めております。

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、「新しい発想(アイデア)・創造・技術革新(イノベーション)によって、世界中の人々に安心、安全、便利、楽しさを提供し、人々の豊かな生活の実現に貢献する。」という経営理念のもとに、様々なステークホルダーに適切かつ公平に応えるべく、継続的な成長と企業価値の最大化を図りつつ、コーポレート・ガバナンスの充実・強化に努めていくことを重要な経営課題と位置付けております。また、コーポレート・ガバナンスを維持していくうえで、業務の適正を確保するために必要な体制の確保・整備は、経営上必要なプロセスであると認識し、積極的に取り組んでおります。

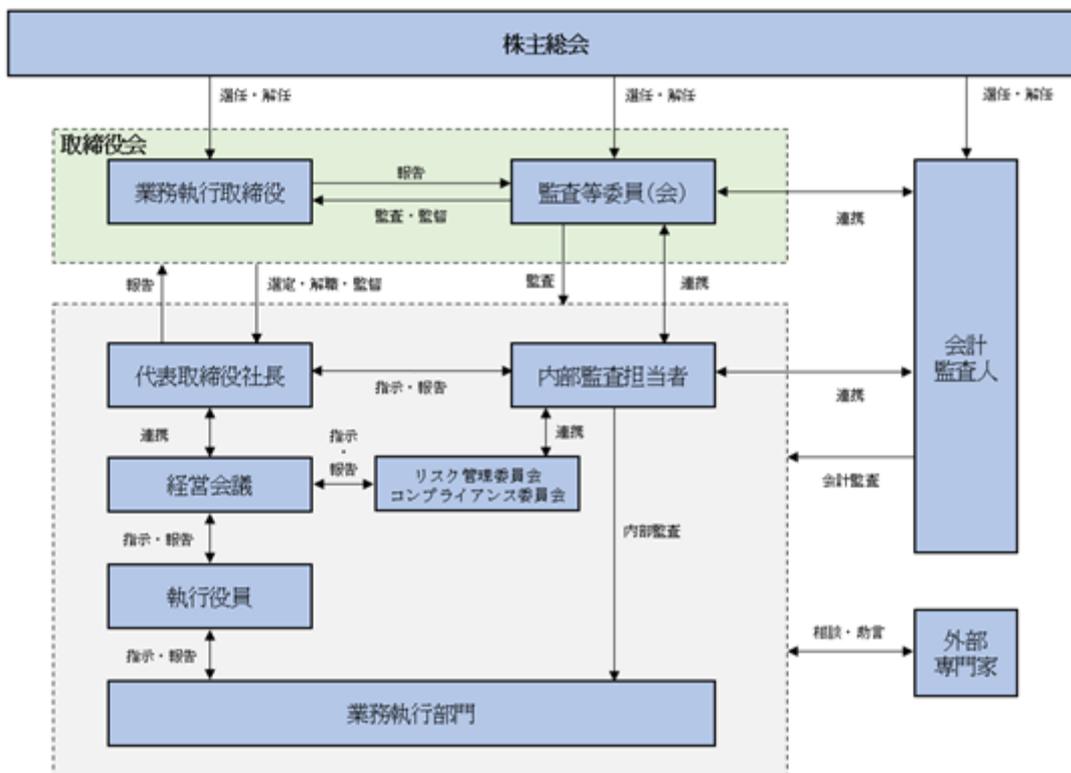
また、当該認識のもと、当社は適正かつ効率的な経営活動に取り組みながら、コーポレート・ガバナンスの一層の充実に努めてまいります。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

イ. 企業統治の体制

当社は会社法に規定する機関として、株主総会、取締役会、監査等委員会及び会計監査人を設置するとともに、日常的に業務を監査する役割として内部監査担当者を選任しております。監査等委員である取締役については、独立性の高い社外取締役(監査等委員である取締役3名のうち、全員が社外取締役)が就任しております。また、監査等委員である取締役は取締役会における議決権も有していることから、従来の監査役よりも踏み込んだ監督による経営の健全性・効率性を確保することが可能と判断し、この体制を採用しております。

当社の企業統治の体制の概要は以下のとおりであります。



a. 取締役会

当社の取締役会は、代表取締役社長熊田貴之が議長を務め、取締役熊田雅之、監査等委員である社外取締役古川聖、野島威、中川雅博の取締役計5名で構成されております。

取締役会は、効率的かつ迅速な意思決定を行えるよう、定時取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会は、定款及び法令に則り、経営の意思決定機関及び監督機関として機能しております。

b. 監査等委員会及び監査等委員である取締役

当社の監査等委員会は、常勤の古川聖が議長を務め、非常勤の野島威、中川雅博の監査等委員3名で構成されており、監査等委員である取締役全員が社外取締役であります。

監査等委員である取締役は、監査等委員会を毎月1回開催し、監査内容の共有を図っております。各監査等委員は、監査等委員会にて策定された監査計画に基づき、それぞれが有する専門領域において、経営に関する重要事項の決定及び業務執行の監督状況を監査しております。また、社内の重要な会議への出席、業務執行取締役からの報告及び各部門へのヒアリング等を通じて業務執行全般にわたり監視できる体制としており、内部監査担当者及び会計監査人との連携を密にして、監査の実効性と効率性の向上を図っております。

c. 内部監査

当社の内部監査については、独立した部署として内部監査室の設置はしておりませんが、代表取締役社長が任命した内部監査担当者が「内部監査規程」に基づき、内部監査を実施しております。なお、内部監査担当者が所属する部門の監査については、代表取締役社長が別部門から担当者を任命し、相互に牽制する体制としております。また、内部監査担当者と監査等委員会、会計監査人が監査を有効かつ効率的に進めるため適宜情報交換を行っており、効率的な監査に努めております。

d. 会計監査人

当社は、太陽有限責任監査法人と監査契約を締結し、会計監査を受けております。なお、当社と同監査法人及び業務執行社員との間には、公認会計士法の定めによる特別な利害関係はありません。

e. 執行役員制度

当社は、経営の意思決定・監査機能と業務執行機能の分離及び迅速な業務遂行のために、執行役員制度を導入しており、現在は3名の執行役員がその職務を担っております。執行役員は取締役会により選任され、定められた職務に従い業務遂行を行っております。執行役員の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとされております。

f. 会議体等

(a) 経営会議

当社の経営会議（原則毎週1回開催）は、常勤取締役、常勤監査等委員、執行役員及び代表取締役社長が指示する参加者から構成されており、取締役会への付議事項や経営課題等の経営意思決定につき審議するとともに、日常の業務執行に関する協議、報告を行っており、情報の共有と経営判断の迅速化に寄与しております。

(b) リスク管理委員会

当社は、取締役、執行役員並びに内部監査担当で構成され代表取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、個別のリスクの把握と評価、対応すべき優先度、リスク管理方法等を審議するとともに、定期的なモニタリングを行い、体制の整備、見直しを行っております。

(c) コンプライアンス委員会

当社は、取締役、執行役員並びに内部監査担当で構成され経理法務部長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス規程に従い定期的に社内のコンプライアンス体制及び遵守状況、内部管理体制の整備及び運用状況などについて協議を行っております。

ロ. 当該体制を採用する理由

当社は、コーポレート・ガバナンス体制を構築するにあたり、業務執行に対し、取締役会による監督と監査等委員である取締役による適法性及び妥当性についての監査の二重のチェック機能を持つ監査等委員会設置体制を選択しております。業務執行については取締役会が権限と責任を持ち、業務執行から独立した監査等委員である取締役及び監査等委員会が、取締役会に対する監督機能を担うことで、適切な経営の意思決定、業務執行及び組織的な牽制機能を確立できると考えております。

企業統治に関するその他の事項

イ. 内部統制システムの整備の状況

当社は、適正な企業経営を確保するため、取締役会により「内部統制システムに関する基本方針」を定めるとともに、各種規程を整備しております。また、取締役及び使用人に対する規程遵守の徹底を図り、内部統制システムが有効に機能する体制を構築しております。内部統制システムに関する基本方針の内容は、以下のとおりであります。

a. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(a) 当社は、取締役及び使用人が、コンプライアンス意識をもって、法令、定款、社内規程等に則った職務執行を行う。

- (b) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、弁護士や警察等とも連携して、毅然とした姿勢で組織的に対応する。
 - (c) 取締役会は、法令諸規則に基づく適法性及び経営判断に基づく妥当性を満たすよう、業務執行の決定と取締役の職務の監督を行う。
 - (d) 監査等委員である取締役は、法令が定める権限を行使し、取締役の職務の執行を監査する。
 - (e) 法令・定款違反等を未然に防止する体制として内部通報制度を導入する。
 - (f) 使用人の法令・定款違反等の行為については、就業規則により、適正に処分を行う。
- b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- (a) 文書管理規程を定め、重要な会議体の議事録等、取締役の職務の執行に係る情報を含む重要文書（電磁的記録を含む。）は、当該規程等の定めるところに従い、適切に保存、管理する。
 - (b) 情報セキュリティ管理規程を定め、情報資産の保護・管理を行う。
- c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (a) 取締役は、当社の事業に伴う様々なリスクを把握し、統合的にリスク管理を行うことの重要性を認識した上で、諸リスクの把握、評価及び管理に努める。
 - (b) 取締役会は、適宜、リスク管理体制について見直しを行う。
- d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (a) 取締役会は、定款及び取締役会規程に基づき運営し、月次で定時開催し、又は必要に応じて随時開催する。
 - (b) 取締役は、緊密に意見交換を行い、情報共有を図ることにより、効率的、機動的かつ迅速に職務を執行する。
 - (c) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、組織規程、職務分掌規程及び稟議規程を制定する。
- e. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- (a) 職務権限を定めて責任と権限を明確化し、各部門における執行の体制を確立する。
 - (b) 必要となる各種の決裁制度、社内規程及びマニュアル等を備え、これを周知し、運営する。
 - (c) 個人情報管理責任者を定め、同責任者を中心とする個人情報保護体制を構築し、運営する。また、同責任者の指揮下に事務局を設け、適正な個人情報保護とその継続的な改善に努める。
- f. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- (a) 監査等委員である取締役は、監査等委員である取締役の指揮命令に服する使用人（以下、「監査等委員の補助者」という。）を置くことを取締役会に対して求めることができる。
- g. 監査等委員である取締役がその職務を補助すべき使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項
- (a) 監査等委員の補助者は、監査等委員である取締役の指揮命令下で業務を行い、監査等委員である取締役以外からの指揮命令は受けない。
 - (b) 監査等委員の補助者の任命・異動、人事評価及び懲戒等については、監査等委員である取締役の意見を尊重する。
- h. 監査等委員である取締役のその職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- (a) 監査等委員の補助者は、監査等委員である取締役に同行して、取締役会その他の重要会議に出席する機会を確保できる。
 - (b) 監査等委員の補助者は、監査等委員である取締役に同行して、代表取締役社長や会計監査人と定期的に意見交換をする場に参加できる。
 - (c) 取締役及び使用人は、監査等委員の補助者の業務が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力する。
 - (d) 監査等委員の補助者は、必要に応じて、弁護士、公認会計士等の監査業務に関する助言を受けることができる。

- i. 取締役及び使用人による監査等委員である取締役に報告するための体制
- (a) 取締役及び使用人は、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼすおそれのある事項、重要な会議体で決議された事項、内部通報制度、内部監査の状況等について、遅滞なく監査等委員である取締役に報告する。
 - (b) 取締役及び使用人は、監査等委員である取締役の求めに応じ、速やかに業務執行の状況等を報告する。
 - (c) 報告者の異動、人事評価及び懲戒等において、報告の事実を考慮することはできない。
- j. 監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- (a) 当社は、監査等委員である取締役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査等委員である取締役の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じる。
- k. その他監査等委員である取締役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (a) 監査等委員である取締役は、定期的に代表取締役と意見交換を行う。また、必要に応じて当社の取締役及び重要な使用人からヒアリングを行う。
 - (b) 監査等委員である取締役は、必要に応じて監査法人と意見交換を行う。
 - (c) 監査等委員である取締役は、必要に応じて独自に弁護士及び公認会計士その他の専門家の助力を得ることができる。
 - (d) 監査等委員である取締役は、定期的に内部監査担当者との意見交換を行い、連携の強化を図る。

ロ. リスク管理体制の整備の状況

当社の役職員は、「リスク管理及びコンプライアンス規程」に基づき、業務上のリスクを積極的に予見し、適切に評価するとともに、会社にとって最小のコストで最良の結果が得られるよう、リスクの回避、軽減及び移転その他必要な措置を事前に講じることとしております。

また当社は、同規程により法令、定款及び社会規範等の遵守を徹底し、取締役及び使用人に対して必要な啓蒙、教育活動を推進するとともに、コンプライアンスに関する相談及び通報等については「内部通報規程」を定め、不正行為等の防止及び早期発見を図っております。

ハ. 取締役及び監査等委員である取締役の定数

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の定数は10名以内、監査等委員である取締役の定数は5名以内とする旨を定款に定めております。

ニ. 取締役及び監査等委員である取締役の選任の決議要件

当社は、取締役及び監査等委員である取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって行う旨及び取締役の選任決議については累積投票によらない旨を定款に定めております。

ホ. 株主総会の特別決議事項要件

当社は、株主総会の円滑な運営を目的として、会社法第309条第2項の定めによる決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

ヘ. 株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

当社は、機動的な資本政策を遂行できるようにすることを目的とし、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、市場取引等により自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。

ト. 剰余金の配当及び中間配当

当社は、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議により剰余金の配当等を決定することができる旨及び、中間配当の基準日を毎年6月末日とする旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にすることを目的としております。

チ．取締役及び会計監査人の責任免除

当社は、取締役が期待される役割を十分に発揮することを可能にするため、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任を、法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。

また、当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の会計監査人の責任を、法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。

リ．責任免除契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、職務を行うにつき善意かつ重大な過失がなかったときは、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。

これに基づき、当社は取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額としております。

ヌ．役員等賠償責任契約の内容の概要

当社は、当社の取締役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生じることのある損害（但し、当該保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く）を当該保険契約により補填することとしております。

なお、当該保険契約の保険料は全額を当社が負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

ル．取締役会の活動状況

当社は、定時取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。当事業年度における個々の取締役の出席状況については次のとおりであります。

役職名	氏名	開催回数	出席回数
代表取締役社長	熊田 貴之	21回	21回
取締役	熊田 雅之	21回	21回
取締役	田中 健郎	21回	20回
取締役	井手 雄一郎	21回	21回
監査等委員（社外）	古川 聖	21回	21回
監査等委員（社外）	野島 威	21回	21回
監査等委員（社外）	中川 雅博	21回	21回

（注）田中健郎氏は、2025年12月31日をもって退任しております。開催回数及び出席回数は在任中の取締役会が対象です。

取締役会における具体的な検討内容として、経営に関する事項、決算に関する事項、人事・組織に関する事項、法令、定款、取締役会規程等の定めに基づき付議された事項などについて検討・決議するとともに、重要な経営指標の進捗につき担当部門より報告を受け、必要に応じ対策を協議しております。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性5名 女性-名 (役員のうち女性の比率-%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長 最高執行役員	熊田 貴之	1976年8月27日生	2004年4月 株式会社水圏科学コンサルタント入社 2010年4月 当社 入社C O O 2012年6月 当社 代表取締役社長(現任) 2022年6月 当社 最高執行役員(現任)	注4	1,490,400
取締役 副社長執行役員 (ソリューション本部管掌 兼 システム開発本部管掌)	熊田 雅之	1979年9月2日生	2002年4月 富士ソフト株式会社入社 2011年7月 当社 入社 2012年6月 当社 取締役(現任) 2022年6月 当社 副社長執行役員 システム開発 本部管掌 2026年3月 当社 副社長執行役員 ソリューショ ン本部管掌 兼 システム開発本部管掌 (現任)	注4	113,400
社外取締役 (常勤監査等委員)	古川 聖	1958年7月22日生	1982年4月 カシオ計算機株式会社入社 1999年9月 カシオマイクロニクス株式会社出向 1999年12月 同社 転籍 2008年5月 デジタルメディアプロフェッショナル 株式会社入社 2008年10月 同社 取締役管理部長兼C F O 2012年6月 同社 常務取締役管理部長兼C F O 2019年5月 同社 常務取締役経理部長兼C F O 2020年6月 当社 社外取締役監査等委員(現任)	注5	-
社外取締役 (監査等委員)	野島 威	1947年1月25日生	1970年4月 株式会社バンダイ入社 1991年4月 BANDA I (H.K.) CO., LTD. 代表取締役社 長 1993年3月 BANDA I AMERICA INC. 代表取締役社長 1994年6月 株式会社バンダイ取締役 2002年4月 同社 グローバル事業統括部ゼネラル マネージャー 2004年12月 株式会社トイカード代表取締役社長 2012年12月 同社 相談役(現任) 2015年7月 当社 取締役 2020年6月 当社 社外取締役監査等委員(現任)	注5	-
社外取締役 (監査等委員)	中川 雅博	1950年8月11日生	1974年4月 伊藤忠商事株式会社入社 2002年6月 同社 執行役員 2005年4月 同社 常務執行役員 2008年4月 同社 顧問 2008年6月 同社 理事(現任) 2008年6月 センチュリー・リーシング・システム 株式会社代表取締役副社長 2009年4月 東京センチュリー・リース株式会社代 表取締役副社長 2011年6月 キャブロン株式会社代表取締役社長 2013年6月 日本ベンチャーキャピタル株式会社顧 問 2014年6月 同社 取締役副会長 2016年6月 同社 シニア・アドバイザー 2017年9月 当社 取締役 2020年6月 当社 社外取締役監査等委員(現任)	注5	-
計					1,603,800

- (注) 1. 取締役古川聖、野島威、中川雅博は、社外取締役であります。
2. 代表取締役社長熊田貴之は取締役熊田雅之の実兄であります。
3. 取締役熊田雅之は代表取締役社長熊田貴之の実弟であります。
4. 取締役の任期は、2025年3月28日開催の定時株主総会終結の時から、2025年12月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
5. 取締役(監査等委員)の任期は、2024年3月28日開催の定時株主総会終結の時から、2025年12月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
6. 当社では、取締役会の一層の活性化を促し、取締役会の意思決定・業務執行の監督機能と各事業部の業務執行機能を明確に区分し、経営効率の向上を図るために執行役員制度を導入しております。
- 取締役でない執行役員は以下のとおりであります。

役職名	氏名
執行役員 システム開発本部長	小坂 大祐

社外役員の状況

当社は、社外取締役3名を選任しております。

当社は、社外役員の選任にあたり独立性に関する基準又は方針を定めておりませんが、株式会社東京証券取引所が定める独立性の判断基準等を参考にし、経歴や当社との関係を踏まえ、独立性に問題がない人物を社外役員として選任しております。また、社外役員による監督又は監査に期待する機能及び役割につきましては、会社経営、会計財務及び企業統治等に関する経験及び専門的な知見に基づき、社外の視点から監督又は監査することにより、経営監視機能の客観性及び中立性を確保することにあります。

社外取締役である古川聖は、上場会社でのCFO経験と高い見識から、その知識と経験を活かして業務執行者に対する監督機能強化を担っていただけるものと判断し、選任しております。なお、同氏は当社の新株予約権10,000個（普通株式10,000株）を所有しておりますが、重要性はないものと判断しております。その他には、同氏と当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はございません。

社外取締役である野島威は、国内外での豊富な会社経営の経験に裏打ちされた会社運営能力を当社で発揮していただけるものと判断し、選任しております。なお、同氏は当社の新株予約権10,000個（普通株式10,000株）を所有しておりますが、重要性はないものと判断しております。その他には、同氏と当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はございません。

社外取締役である中川雅博は、国内外での豊富な会社経営の経験を通じて、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に向け、当社の取締役会の適切な意思決定及び経営監督の実現への貢献が期待できると判断し、選任しております。なお、同氏は当社の新株予約権10,000個（普通株式10,000株）を所有しておりますが、重要性はないものと判断しております。その他には、同氏と当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はございません。

社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

当社の社外取締役は全員監査等委員である取締役であることから、取締役会を通じて内部監査担当者から適宜報告を受ける他、随時、監査等委員でない取締役、内部監査担当者及び会計監査人との情報共有、意見交換を行っております。

監査等委員会は、会計監査人より品質管理体制、監査計画、職務遂行状況及びその監査結果などについて適宜及び定期的に報告を受け、情報及び意見の交換を行っております。また、常勤監査等委員は、会計監査人の監査に立ち会うなどして会計監査人の職務の遂行状況を監視し、その結果を監査等委員会に報告するほか、必要に応じて会計監査人と個別の課題について情報及び意見の交換を行っております。

また、監査等委員会は、内部監査担当者より監査計画、職務遂行状況及びその監査結果などについて適宜及び定期的に報告を受け、情報及び意見の交換を行っております。

さらに監査等委員会、内部監査担当者、及び会計監査人は、概ね四半期に1回程度会議を行い、相互の監査情報の交換により緊密な連携関係の構築に努めております。

(3) 【監査の状況】

監査等委員監査の状況

当社は監査等委員会設置会社であり、監査等委員会は常勤監査等委員である社外取締役1名及び非常勤監査等委員である社外取締役2名で構成されております。原則として月に1回監査等委員会を開催するほか、必要に応じて臨時監査等委員会を開催し、監査に関する重要事項の報告、協議及び決議、並びに監査実施状況等の監査等委員である取締役相互の情報共有を図っております。監査等委員である取締役は取締役会に出席するほか、重要会議への出席、重要な決裁書類等の閲覧、監査等委員ではない取締役及び使用人への意見聴取等により監査を実施しております。また、会計監査人及び内部監査担当者と連携することで、監査の実効性を高めています。

監査等委員である取締役は、取締役会を通じ内部監査担当者からの報告を受けて連携しております。監査等委員会、内部監査担当者、及び会計監査人の相互連携については、「4 コーポレート・ガバナンスの状況等(2) 役員の状況 社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係」に記載のとおりです。

当事業年度においては、監査等委員会を合計15回開催しており、個々の監査等委員の出席状況は次のとおりです。

氏名	開催回数	出席回数(出席率)
古川 聖	15	15(100%)
野島 威	15	15(100%)
中川 雅博	15	15(100%)

内部監査の状況

当社は、法令及び内部監査規程を遵守し、適正かつ効率的な業務運営に努めております。当社は、独立した部署として内部監査室の設置はしておりませんが、代表取締役社長が任命した内部監査担当者により各部門を対象とした内部監査を実施しております。なお、内部監査担当者が所属する部門の監査については、代表取締役社長が別部門から担当者を任命し、相互に牽制する体制としております。内部監査担当者は内部監査計画を作成し、代表取締役社長の承認を得た上で、内部監査を実施し、業務活動が法令及び社内規程に準拠し、合理的に運営されているかについて代表取締役社長に対して監査結果を報告しております。代表取締役社長は監査結果の報告に基づき、被監査部門に対して改善を指示し、その結果を報告させることで内部統制の維持改善を図っております。また、内部監査の結果は取締役会にも報告しております。

なお、監査等委員会、内部監査担当者及び会計監査人の相互連携については、「4 コーポレート・ガバナンスの状況等(2) 役員の状況 社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係」に記載のとおりです。

会計監査の状況

当社は、太陽有限責任監査法人と監査契約を締結し、会計監査を受けております。なお、当社と同監査法人及び業務執行社員との間には、公認会計士法の定めによる特別な利害関係はありません。

イ. 監査法人の名称

太陽有限責任監査法人

ロ. 継続監査期間

2020年12月期以降

ハ. 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員 石上 卓哉

指定有限責任社員 業務執行社員 野田 大輔

ニ. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士5名、その他8名です。

ホ. 監査法人の選定方針と理由

当社の監査等委員会は、監査法人の業務執行体制、品質管理体制、独立性、監査業務執行の妥当性及び監査報酬の水準等を総合的に勘案の上選定しております。

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、常勤監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、太陽有限責任監査法人は、金融庁から2023年12月26日付で業務停止処分を受けており、その概要は以下のとおりであります。

a. 処分対象

太陽有限責任監査法人

b. 処分内容

契約の新規の締結に関する業務の停止3ヶ月（2024年1月1日から同年3月31日まで。ただし、既に監査契約を締結している被監査会社について、監査契約の期間更新や上場したことに伴う契約の新規の締結を除く。）

c. 処分理由

他社の訂正報告書等の監査において、同監査法人の社員である2名の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものと証明したため。

太陽有限責任監査法人から、当該処分に対し2024年1月に業務改善計画を金融庁に提出し、業務改善に取り組み、金融庁からは一定の改善が図られていると認められ、2024年7月に金融庁に対する業務改善報告は終了していると報告を受けております。そのため、当社の監査業務に影響は及ぼさないものと判断しております。

以上を踏まえ、総合的に勘案の上、太陽有限責任監査法人が適任であると判断し、選定しております。

へ. 監査等委員である取締役及び監査等委員会による監査法人の評価

当社の監査等委員である取締役及び監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」を参考に、監査法人を総合的に評価しております。

監査報酬の内容等

イ. 監査公認会計士等に対する報酬

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
19,000	-	20,000	-

ロ. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬（イ.を除く）

該当事項はありません。

ハ. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

ニ. 監査報酬の決定方針

監査法人から提示された監査報酬見積額及び監査業務の説明に対し、当社の事業内容・規模等を踏まえ両方で協議の上、監査等委員会の同意を得て報酬額を決定することにしております。

ホ. 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りなどが当社の事業規模や事業内容に適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、取締役会において、役員の報酬等の決定に関する方針を定めており、その内容及び決定方法は以下のとおりです。

- ・取締役の基本報酬は、固定報酬とし、各取締役の役位、役割及び貢献度等に応じて決定しております。
- ・株式による報酬（ストックオプション等）は、当社の業績及び事業環境に関する見通し等を総合的に勘案して支給を決定するものとし、これを支給する場合の金額等は、各取締役の役位、役割及び貢献度等に応じて決定しております。
- ・金銭的報酬は年額で設定し、その12分の1を当月分として毎月支払うこととしております。非金銭的報酬等は不定期の支給とし、個別の取締役会決議により、支給を行うこととしております。
- ・当社は、2020年6月29日開催の臨時株主総会決議において、取締役（監査等委員である取締役を除く）の年間報酬総額の上限を150,000千円（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）、監査等委員である取締役の年間報酬総額の上限を50,000千円としております。なお、当社は業績連動報酬を採用していません。
- ・当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は、取締役会により委任された代表取締役社長であり、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、各取締役の役位、役割及び貢献度等を総合的に考慮し、報酬案を社外取締役と共有し、その意見・助言を踏まえ決定しております。なお、代表取締役社長に権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の評価を行うには代表取締役社長が最も適任であると判断したためであります。
- ・当社の監査等委員である取締役の報酬等は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、常勤、非常勤の別、業務分担の状況を考慮して、監査等委員の協議により決定しております。

当事業年度の役員報酬等の額の決定過程における取締役会の活動状況としては、2025年3月28日開催の取締役会において各取締役に対する年額報酬案については代表取締役社長に一任の決定を行い、その一任を受けた具体的な2025年4月以降の報酬額については、2025年4月15日開催の取締役会における報告事項として報告を受けております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる役員 の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	左記のうち非 金銭報酬等	
取締役(監査等委員及び社外取締役を除く。)	55,686	55,686	-	-	-	4
社外取締役	15,600	15,600	-	-	-	3

(注) 取締役(監査等委員及び社外取締役を除く)の報酬等には、2025年12月31日をもって退任した取締役1名を含めております。

報酬等の総額が1億円以上である者の報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載していません。

使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、営業政策上の必要性や株式保有の合理性などを総合的に勘案し、中長期的な企業価値の向上に資することを目的として保有する株式を政策保有株式とし、株価の変動や株式に係る配当によって利益を得ることを目的として保有する株式を純投資株式としております。なお、本書提出日現在において、いずれの株式も保有はありません。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式
該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式
該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2025年1月1日から2025年12月31日まで）の財務諸表について、太陽有限責任監査法人により監査を受けております。

3．連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

4．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、開示できる体制を整備するため、専門的な情報を有する団体等が主催する研修等へ積極的に参加しております。

1【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	668,505	988,216
受取手形	-	1,339
売掛金及び契約資産	1,467,040	1,259,213
商品及び製品	47,416	112,477
仕掛品	2,813	1,496
原材料及び貯蔵品	1,422	2,628
前渡金	9,507	568
前払費用	25,138	20,021
その他	13,814	2,844
流動資産合計	1,235,658	1,388,806
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備(純額)	14,457	-
機械及び装置(純額)	753	-
工具、器具及び備品(純額)	10,828	-
航空機(純額)	56,135	-
有形固定資産合計	2,82,175	2-
無形固定資産		
ソフトウェア	7,410	-
無形固定資産合計	7,410	-
投資その他の資産		
長期前払費用	183	740
その他	17,390	13,176
投資その他の資産合計	17,573	13,916
固定資産合計	107,160	13,916
資産合計	1,342,818	1,402,723

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	108,040	120,313
1年内返済予定の長期借入金	17,580	25,572
未払金	24,187	26,565
未払費用	58,311	55,520
未払法人税等	8,125	9,194
前受金	8,726	9,187
預り金	16,997	17,301
賞与引当金	8,960	-
その他	-	836
流動負債合計	250,929	264,490
固定負債		
社債	-	500,000
長期借入金	456,500	430,928
その他	2,043	2,043
固定負債合計	458,543	932,971
負債合計	709,472	1,197,461
純資産の部		
株主資本		
資本金	695,682	797,424
資本剰余金		
資本準備金	595,682	697,424
その他資本剰余金	35,971	35,971
資本剰余金合計	631,654	733,396
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	693,989	1,329,450
利益剰余金合計	693,989	1,329,450
株主資本合計	633,346	201,370
新株予約権	-	3,891
純資産合計	633,346	205,261
負債純資産合計	1,342,818	1,402,723

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
売上高	1,223,237	1,051,466
売上原価	2,471,605	2,464,972
売上総利益	510,631	410,494
販売費及び一般管理費	3,490,047	3,495,545
営業損失()	398,416	548,051
営業外収益		
受取利息	98	947
保険金収入	8,438	3,285
保険事務手数料	1,691	1,861
その他	568	780
営業外収益合計	10,797	6,874
営業外費用		
支払利息	3,626	3,434
資金調達費用	-	14,477
為替差損	695	2,181
その他	78	-
営業外費用合計	4,400	20,094
経常損失()	392,019	561,271
特別損失		
減損損失	-	571,489
固定資産除却損	60	60
特別損失合計	0	71,489
税引前当期純損失()	392,019	632,761
法人税、住民税及び事業税	2,700	2,700
法人税等合計	2,700	2,700
当期純損失()	394,719	635,461

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)		当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
材料費	2	29,366	4.1	34,238	5.8
労務費		174,061	24.5	133,502	22.8
経費		507,345	71.4	417,961	71.4
小計		710,773	100.0	585,703	100.0
期首商品及び製品棚卸高	3	25,881		47,416	
期首仕掛品棚卸高		1,274		2,813	
当期商品仕入高		172,795		269,109	
合計		910,724		905,043	
他勘定振替高		147,887		150,097	
期末商品及び製品棚卸高		47,416		112,477	
期末仕掛品棚卸高		2,813		1,496	
売上原価		712,605		640,972	

(注) 1 原価計算方法は、個別原価計算による実際原価計算を採用しております。

2 主な内訳は次のとおりであります。

(単位：千円)

項目	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
外注費	65,018	233,890
業務委託費	243,045	-

3 他勘定振替高の内訳は次のとおりであります。

(単位：千円)

項目	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
研究開発費	147,887	150,097
合計	147,887	150,097

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本							新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本合計		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	695,682	595,682	35,971	631,654	299,270	299,270	1,028,066	-	1,028,066
当期変動額									
新株の発行（第三者割当増資）	-	-		-			-		-
新株の発行（新株予約権の行使）	-	-		-			-		-
当期純損失（ ）					394,719	394,719	394,719		394,719
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								-	-
当期変動額合計	-	-	-	-	394,719	394,719	394,719	-	394,719
当期末残高	695,682	595,682	35,971	631,654	693,989	693,989	633,346	-	633,346

当事業年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本							新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本合計		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	695,682	595,682	35,971	631,654	693,989	693,989	633,346	-	633,346
当期変動額									
新株の発行（第三者割当増資）	99,992	99,992		99,992			199,984		199,984
新株の発行（新株予約権の行使）	1,750	1,750		1,750			3,500		3,500
当期純損失（ ）					635,461	635,461	635,461		635,461
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								3,891	3,891
当期変動額合計	101,742	101,742	-	101,742	635,461	635,461	431,976	3,891	428,084
当期末残高	797,424	697,424	35,971	733,396	1,329,450	1,329,450	201,370	3,891	205,261

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純損失()	392,019	632,761
減価償却費	48,284	46,586
減損損失	-	71,489
賞与引当金の増減額(は減少)	7,924	8,960
受注損失引当金の増減額(は減少)	694	-
受取利息及び受取配当金	98	947
保険金収入	8,438	3,285
支払利息	3,626	3,434
資金調達費用	-	14,477
売上債権の増減額(は増加)	71,850	206,487
棚卸資産の増減額(は増加)	21,909	65,541
前渡金の増減額(は増加)	5,248	8,938
仕入債務の増減額(は減少)	13,269	12,273
未払金の増減額(は減少)	2,470	2,377
未払消費税等の増減額(は減少)	41,758	12,379
前受金の増減額(は減少)	8,064	460
その他	1,331	6,684
小計	496,630	325,904
利息及び配当金の受取額	98	947
保険金の受取額	8,438	3,285
利息の支払額	3,439	3,430
法人税等の支払額又は還付額(は支払)	2,699	2,608
営業活動によるキャッシュ・フロー	494,231	327,710
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	37,469	27,896
投資活動によるキャッシュ・フロー	37,469	27,896
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	17,580	17,580
社債の発行による収入	-	500,000
株式の発行による収入	-	203,484
資金調達による支出	-	14,477
新株予約権の発行による収入	-	3,891
上場関連費用の支出	4,285	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	21,865	675,318
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	553,566	319,710
現金及び現金同等物の期首残高	1,222,071	668,505
現金及び現金同等物の期末残高	668,505	988,216

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品、仕掛品、原材料及び貯蔵品

主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法（ただし、建物附属設備については定額法）を採用しております。

また、航空機は受注案件に係る点検業務、実証実験等で使用するドローン機体であります。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備	8年～18年
機械及び装置	5年～8年
工具、器具及び備品	4年～15年
航空機	5年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当事業年度においては、貸倒実績はなく、また貸倒懸念債権等もないため、貸倒引当金を計上しておりません。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社と顧客との契約から生じる収益に関する主要なサービスにおける履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、以下のとおりであります。

受託案件

当社の各種ソリューションにおける受託案件の主な内容は、業務請負契約等に基づき、ドローンやロボットの利用によるソリューション開発に向けた調査や実証実験業務及び導入支援業務、国際標準化の推進に係る支援業務等を行うものであります。これらに係る収益は、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足にかかる進捗度に基づき収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した原価が、原価総額の見積りに占める割合に基づいて行っております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い業務請負契約については、代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

商品の販売

当社の各種ソリューションにおける販売業務の主な内容は、顧客との販売契約に基づき、ドローン機体やロボットなどの商品を引き渡す履行義務を負っております。これらに係る収益は、顧客にそれぞれの商品を引き渡した時点で収益を認識しております。

システム利用料

当社のシステム利用料の主な内容は、当社が提供するJUIDA会員管理システム利用料やB E P利用料であり、期間を定めた契約を前提としてサービスを提供する履行義務を負っております。これらに係る収益は、顧客との契約期間に基づき一定の期間にわたって収益を認識しております。

6. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

1. 受託案件の進捗に基づく収益認識

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
売上高	162,321	116,750

(注) 当事業年度末において進捗中の案件につき、計上した金額であります。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しており、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができる場合には、進捗度に基づき収益を認識しております。

進捗度の測定は、期末日までに発生した原価が、原価総額の見積りに占める割合に基づいて行っております。

進捗度に基づく収益計上の基礎となる原価総額の見積りは受注案件ごとに行っております。各受注案件に係る工程や仕様により作業を進めておりますが、これらの変更等により、原価総額の見積りの基礎となる作業内容及び工数の見積りに不確実性を伴っております。

原価総額の見積りは受託案件の進行に応じて適宜見直しが行われ、原価総額の見積り時点では予見できなかった仕様変更や工程変更等により、原価総額の変更が発生し、その結果進捗率が変動する可能性があり、翌事業年度の財務諸表において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

2. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
有形固定資産	82,175	-
無形固定資産	7,410	-
減損損失	-	71,489

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社のドローン関連事業の営業損益は継続してマイナスとなっていることから、固定資産に減損の兆候があるものと判断し、減損損失の認識及び測定を行っております。

減損損失の認識の判定における割引前将来キャッシュ・フローの総額、及び減損損失の測定における使用価値の算定は、取締役会で決議された中期経営計画に基づく将来キャッシュ・フローに基づき算定しております。

(未適用の会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年12月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であり、ます。

(貸借対照表関係)

- 1 売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、それぞれ以下のとおりである。

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
売掛金	304,718千円	142,462千円
契約資産	162,321千円	116,750千円

- 2 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	172,196千円	280,561千円

(注) 上記の減価償却累計額には、減損損失累計額を含めて表示しております。

(損益計算書関係)

1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、財務諸表「注記事項（収益認識関係）1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

2 売上原価に含まれている受注損失引当金繰入額

	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
受注損失引当金繰入額	694千円	-千円

3 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度5.2%、当事業年度5.0%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度94.8%、当事業年度95.0%であります。販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
役員報酬	70,419千円	71,286千円
給料及び手当	312,586	312,630
研究開発費	147,887	150,097

4 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費の総額

	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
研究開発費	147,887千円	150,097千円

5 減損損失

当事業年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

用途	場所	種類	減損損失
事業用資産	東京都文京区等	建物附属設備 機械及び装置 工具、器具及び備品 航空機	71,489千円

当社はドローン関連事業の単一セグメントであるため、一体としてグルーピングを実施しております。営業損益が継続して赤字となり、回収可能性について慎重に検討を行った結果、現時点で合理的に予測可能な期間における将来キャッシュ・フローの見積額が帳簿価額を下回ることとなったため、当該帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失（71,489千円）を計上いたしました。

なお、回収可能価額は、使用価値により算定しておりますが、将来キャッシュ・フローが見込まれないため、ゼロとして評価しております。

6 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
工具、器具及び備品	0千円	-千円
航空機	0	0
計	0	0

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	3,939,051	-	-	3,939,051
合計	3,939,051	-	-	3,939,051
自己株式				
普通株式	-	-	-	-
合計	-	-	-	-

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)	3,939,051	86,620	-	4,025,671
合計	3,939,051	86,620	-	4,025,671
自己株式				
普通株式	-	-	-	-
合計	-	-	-	-

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加86,620株は、第三者割当による新株の発行による増加80,900株、新株予約権の権利行使による新株の発行による増加5,720株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
			当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
提出会社	2025年第11回新株予約権(注)	普通株式	-	210,000	-	210,000	3,891
合計			-	210,000	-	210,000	3,891

(注) 第11回新株予約権の当事業年度増加は、新株予約権の発行によるものであります。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
現金及び預金勘定	668,505千円	988,216千円
現金及び現金同等物	668,505	988,216

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、必要に応じて運転資金等を株式発行等により調達しております。一時的な余剰資金につきましては、普通預金で保有しております。デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。営業債務である買掛金及び未払金は、1年以内の支払期日であります。借入金及び社債は、主に運転資金の調達を目的としたものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権については社内規程に従い、取引先別に期日及び残高を管理しております。また、入金状況については経理法務部が随時社内に共有し、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

資金調達時には、市場の金利動向の確認及び他の金融機関との金利比較等を行っております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

経営戦略部が適時に資金繰りの状況を確認し、資金計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。また、「現金及び預金」、「売掛金及び契約資産」、「買掛金」及び「未払金」については、現金であること及び短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

前事業年度(2024年12月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)	474,080	467,557	6,522
負債計	474,080	467,557	6,522

当事業年度(2025年12月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
社債	500,000	500,000	-
長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)	456,500	447,012	9,487
負債計	956,500	947,012	9,487

(注) 1. 金銭債権の決算日後の償還予定額
前事業年度(2024年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	668,505	-	-	-
受取手形	-	-	-	-
売掛金及び契約資産	467,040	-	-	-
合計	1,135,545	-	-	-

当事業年度(2025年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	988,216	-	-	-
受取手形	1,339	-	-	-
売掛金及び契約資産	259,213	-	-	-
合計	1,248,769	-	-	-

(注) 2. 長期借入金の決算日後の返済予定額
前事業年度(2024年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)	17,580	25,572	25,572	25,572	25,572	354,212
合計	17,580	25,572	25,572	25,572	25,572	354,212

当事業年度(2025年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
社債	-	-	-	-	500,000	-
長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)	25,572	25,572	25,572	25,572	25,612	328,600
合計	25,572	25,572	25,572	25,572	525,612	328,600

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
 前事業年度（2024年12月31日）

	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）	-	467,557	-	467,557
負債計	-	467,557	-	467,557

当事業年度（2025年12月31日）

	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債	-	500,000	-	500,000
長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）	-	447,012	-	447,012
負債計	-	947,012	-	947,012

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

社債

社債の時価は、評価手法に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

なお、当該社債は2025年10月に発行したものであり、期末日までの経過期間が短く、時価は帳簿価額と近似していることから、当期においては帳簿価額をもって時価としております。

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

長期借入金は、同様の新規借入れを行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名
 該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名 当社従業員 8名 社外協力者 3名	当社従業員 21名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 110,900株	普通株式 68,700株
付与日	2016年6月30日	2017年4月14日
権利確定条件	「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2018年6月1日 至 2026年6月29日	自 2019年4月1日 至 2027年3月31日

	第3回新株予約権	第4回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社従業員 15名 社外協力者 1名	当社取締役 2名 当社従業員 14名 社外協力者 4名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 81,700株	普通株式 69,970株
付与日	2018年5月31日	2019年5月10日
権利確定条件	「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2020年6月1日 至 2028年5月28日	自 2021年5月11日 至 2029年5月10日

	第5回新株予約権	第6回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 5名 当社従業員 21名	当社従業員 5名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 66,510株	普通株式 8,120株
付与日	2020年8月4日	2020年12月22日
権利確定条件	「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2022年7月22日 至 2030年7月21日	自 2022年12月23日 至 2030年12月22日

	第7回新株予約権	第8回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社従業員 32名 社外協力者 1名	当社従業員 3名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 94,110株	普通株式 6,230株
付与日	2022年4月1日	2022年4月19日
権利確定条件	「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2024年3月18日 至 2032年3月17日	自 2024年4月20日 至 2032年4月19日

	第9回新株予約権	第10回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社従業員 1名	当社取締役 1名 当社従業員 8名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 8,730株	普通株式 37,420株
付与日	2022年11月17日	2023年3月16日
権利確定条件	「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2024年11月18日 至 2032年11月17日	自 2025年3月17日 至 2033年3月16日

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（2025年12月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第1回 新株予約権	第2回 新株予約権	第3回 新株予約権	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権	第6回 新株予約権	第7回 新株予約権	第8回 新株予約権	第9回 新株予約権	第10回 新株予約権
権利確定前 (株)										
前事業年度末	-	-	30,430	10,160	25,545	1,100	24,480	2,500	4,365	36,420
付与	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
失効	-	-	2,500	1,250	6,460	-	10,075	1,115	3,750	5,980
権利確定	-	-	27,930	8,910	19,085	1,100	14,405	1,385	615	30,440
未確定残	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
権利確定後 (株)										
前事業年度末	59,700	22,520	30,430	10,160	25,545	1,100	24,480	2,500	4,365	-
権利確定	-	-	27,930	8,910	19,085	1,100	14,405	1,385	615	30,440
権利行使	2,100	3,620	-	-	-	-	-	-	-	-
失効	-	-	2,500	1,250	6,460	-	10,075	1,115	3,750	5,980
未行使残	57,600	18,900	55,860	17,820	38,170	2,200	28,810	2,770	1,230	24,460

単価情報

	第1回 新株予約権	第2回 新株予約権	第3回 新株予約権	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権	第6回 新株予約権	第7回 新株予約権	第8回 新株予約権	第9回 新株予約権	第10回 新株予約権
権利行使価格 (円)	460	700	1,000	1,800	2,000	2,000	2,200	2,200	2,200	2,200
行使時平均株価 (円)	2,004	2,167	-	-	-	-	-	-	-	-
付与日における 公正な評価単価 (円)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションの付与日時点において、当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価は、単位当たりの本源的価値により算定しております。また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる自社の株式価値は、ディスカウントキャッシュフロー法により算定した価格を総合的に勘案して決定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみを反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当事業年度末における本源的価値の合計額	59,672千円
(2) 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額	8,552千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	- 千円	1,939千円
賞与引当金	2,743	-
減損損失	23	22,556
減価償却超過額	2,405	2,035
資産除去債務	2,541	2,991
一括償却資産	423	409
税務上の繰越欠損金(注)2	665,616	836,987
その他	502	1,310
繰延税金資産小計	674,256	868,229
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)2	665,616	836,987
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	8,639	31,242
評価性引当額小計(注)1	674,256	868,229
繰延税金資産合計	-	-

(注)1. 評価性引当額が193,972千円増加しております。この増加の内容は、主に減損損失及び税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額が増加したことによるものであります。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度(2024年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金 ()	24,470	34,194	10,673	-	75,104	521,173	665,616
評価性引当額	24,470	34,194	10,673	-	75,104	521,173	665,616
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

() 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当事業年度(2025年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金 ()	34,194	10,986	-	77,297	91,678	622,830	836,987
評価性引当額	34,194	10,986	-	77,297	91,678	622,830	836,987
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

() 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度及び当事業年度は、税引前当期純損失を計上しているため記載を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後に開始する事業年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。これに伴い、2026年4月1日以後に開始する事業年度以降において解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産については、法定実効税率を30.62%から31.52%に変更して計算しております。この法定実効税率の変更による影響はありません。

(資産除去債務関係)

当社は、本社事務所及びR&D拠点の不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、賃貸借契約に係る敷金が資産に計上されているため、当該資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

収益をソリューション別に区分した金額及び収益認識の時期は、以下のとおりであります。

前事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

(単位:千円)

ソリューション区分	一定期間にわたって認識する収益	一時点で認識する収益	合計
点検	141,124	427,274	568,398
ポート	271,927	40,518	312,446
教育	252,525	27,559	280,084
ネクスト	34,630	27,676	62,307
顧客との契約から生じる収益	700,207	523,029	1,223,237
その他の収益	-	-	-
外部顧客への売上高	700,207	523,029	1,223,237

当事業年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

(単位:千円)

ソリューション区分	一定期間にわたって認識する収益	一時点で認識する収益	合計
点検	109,470	467,051	576,522
ポート	227,911	24,231	252,143
教育	187,967	15,100	203,067
ネクスト	4,683	15,050	19,733
顧客との契約から生じる収益	530,033	521,433	1,051,466
その他の収益	-	-	-
外部顧客への売上高	530,033	521,433	1,051,466

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針)5.収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	298,034	304,718
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	304,718	143,802
契約資産（期首残高）	97,155	162,321
契約資産（期末残高）	162,321	116,750
契約負債（期首残高）	16,790	8,726
契約負債（期末残高）	8,726	9,187

契約資産は、主に受託案件に係る契約において進捗度に基づいて認識した収益に係る未請求売掛金であります。契約資産は顧客の検収時に売上債権へ振りかえられます。

契約負債は、主にシステム利用料について顧客から受け取った前受金に関連するものであります。契約負債は収益の認識に伴い取り崩しております。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引はないため、残存履行義務に係る開示を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社はドローン関連事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位:千円)

当社の事業	サービスの名称	外部顧客への売上高
ドローン関連事業	点 検	568,398
	ポ ー ト	312,446
	教 育	280,084
	ネクスト	62,307
合 計		1,223,237

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

顧客の名称又は氏名	売上高
一般社団法人日本U A S 産業振興協議会	228,438
V F R 株式会社	173,183

(注) 当社は単一セグメントであるため、関連するセグメント名は記載を省略しております。

当事業年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

当社の事業	サービスの名称	外部顧客への売上高
ドローン関連事業	点検	576,522
	ポート	252,143
	教育	203,067
	ネクスト	19,733
合計		1,051,466

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	売上高
一般社団法人日本UAS産業振興協議会	138,062
VFR株式会社	113,816

（注）当社は単一セグメントであるため、関連するセグメント名は記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

減損損失 71,489千円

（注）当社は単一セグメントであるため、関連するセグメント名は記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員及び主要株主	熊田 貴之	-	-	当社代表取締役	（被所有）直接 37.83	債務の被保証	銀行借入に対する債務保証	85,000	-	-

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

当社は、銀行からの借入について、代表取締役社長熊田貴之から債務保証を受けております。なお、保証料の支払いは行っておりません。

2. 取引金額については、借入金の期末残高を記載しております。

当事業年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員及び主要株主	熊田 貴之	-	-	当社代表取締役	（被所有）直接 37.02	債務の被保証	銀行借入に対する債務保証	77,500	-	-

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

当社は、銀行からの借入について、代表取締役社長熊田貴之から債務保証を受けております。なお、保証料の支払いは行っておりません。

2. 取引金額については、借入金の期末残高を記載しております。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
1株当たり純資産額	160.79円	50.02円
1株当たり当期純損失()	100.21円	160.55円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。

2. 1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
当期純損失()(千円)	394,719	635,461
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純損失()(千円)	394,719	635,461
普通株式の期中平均株式数(株)	3,939,051	3,958,035
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権10種類（新株予約権の数315,800個）。 なお、新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。	新株予約権11種類（新株予約権の数457,820個）。 なお、新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ストックオプション制度の内容及び その他の新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)
該当事項はありません。

【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償 却累計額又は 償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残 高(千円)
有形固定資産							
建物附属設備	25,206	-	12,371 (12,371)	12,835	12,835	2,085	-
機械及び装置	5,404	2,000	2,016 (2,016)	5,387	5,387	736	-
工具、器具及び備品	37,776	1,023	7,917 (7,917)	30,883	30,883	3,935	-
航空機	185,984	25,465	51,484 (49,184)	159,966	159,966	32,416	-
有形固定資産計	254,372	28,489	73,789 (71,489)	209,071	209,071	39,175	-
無形固定資産							
ソフトウェア	44,875	-	-	44,875	44,875	7,410	-
無形固定資産計	44,875	-	-	44,875	44,875	7,410	-
長期前払費用	183	740	183	740	-	-	740

(注) 1. 「当期減少額」欄の()内は内書きで、減損損失の計上額であります。

2. 固定資産の当期増加額のうち主なものは、次のとおりであります。

機械及び装置 DJI Dock1 2,000千円

航空機 ドローン機体 25,465千円

3. 長期前払費用は、費用の期間配分に係るものであり、減価償却とは性格が異なるため、償却累計額、当期償却額には含めておりません。

【社債明細表】

銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率 (%)	担保	償還期限
第1回無担保転換社債型新株予約権付社債	2025年 10月23日	-	500,000 (-)	0.0	無担保	2030年 10月23日
合計	-	-	500,000 (-)	-	-	-

(注) 1. ()内書きは、1年以内の償還予定額であります。

2. 転換社債型新株予約権付社債に関する記載は以下のとおりであります。

銘柄	発行すべき株式の内容	新株予約権の発行価額 (円)	株式の発行価格 (円)	発行価額の総額 (千円)	新株予約権の行使により発行した株式の発行価額の総額 (千円)	新株予約権の付与割合 (%)	新株予約権の行使期間
第1回無担保転換社債型新株予約権付社債	普通株式	無償	2,472	500,000	-	100	2025年10月24日～ 2030年10月21日

3. 決算日後5年間の償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
-	-	-	-	500,000

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	17,580	25,572	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	456,500	430,928	0.7	2027年～2033年
合計	474,080	456,500	-	-

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	25,572	25,572	25,572	25,612

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
賞与引当金	8,960	-	8,960	-	-

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が財務諸表等規則第8条の28に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

流動資産

イ．現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	117
預金	
普通預金	988,098
小計	988,098
合計	988,216

ロ．受取手形

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
株式会社フソウ	1,339
合計	1,339

期日別内訳

期日別	金額(千円)
2026年3月満期	1,339
合計	1,339

ハ．売掛金及び契約資産

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
VFR株式会社	33,303
株式会社Prodrone	27,689
地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター	20,891
株式会社旭テクノロジー	18,119
東北電力ネットワーク株式会社	15,524
その他	143,686
合計	259,213

売掛金及び契約資産の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} \div \frac{(B)}{365}$
467,040	1,051,466	1,259,293	259,213	82.9	126

ニ．商品及び製品

品目	金額（千円）
商品	
ドローン機体	86,655
その他	25,821
合計	112,477

ホ．仕掛品

品目	金額（千円）
受託開発関連	1,496
合計	1,496

ヘ．原材料及び貯蔵品

品目	金額（千円）
原材料	
送電線モジュール製作関連	2,628
合計	2,628

流動負債

イ．買掛金

相手先	金額（千円）
Flyability SA	81,157
株式会社アクティブリテック	7,480
三菱UFJニコス株式会社	2,793
株式会社ジェーシービー	2,758
株式会社国際電気通信基礎技術研究所	2,508
その他	23,616
合計	120,313

(3)【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	中間会計期間	第3四半期	当事業年度
売上高(千円)	343,304	522,728	770,019	1,051,466
税引前中間(当期)(四半期)純損失()(千円)	68,189	256,554	425,289	632,761
中間(当期)(四半期)純損失()(千円)	68,864	257,904	427,314	635,461
1株当たり中間(当期)(四半期)純損失()(円)	17.48	65.47	108.46	160.55

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純損失()(円)	17.48	47.99	42.99	51.88

(注)当社は、第1四半期及び第3四半期については、金融商品取引所の定める規則により四半期に係る財務情報を作成していますが、当該四半期に係る財務情報に対する期中レビューは受けていません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年1月1日から同年12月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3か月以内
基準日	毎年12月31日
剰余金の配当の基準日	毎年6月30日 毎年12月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL https://www.blue-i.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株主は、その所有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第26期）（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）2025年3月31日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2025年3月31日関東財務局長に提出。

(3) 半期報告書及び確認書

（第27期中）（自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）2025年8月8日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

2025年4月4日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

(5) 有価証券届出書及びその添付書類

2025年9月26日関東財務局長に提出。

第三者割当による新株式、無担保転換社債型新株予約権付社債及び新株予約権の発行に係る有価証券届出書及びその添付書類であります。

(6) 有価証券届出書の訂正届出書

2025年10月6日関東財務局長に提出。

2025年9月26日提出の有価証券届出書に係る訂正届出書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2026年3月27日

ブルーイノベーション株式会社

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 石上 卓哉
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 野田 大輔
業務執行社員

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているブルーイノベーション株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの第27期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ブルーイノベーション株式会社の2025年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

受託案件の進捗度に基づく収益認識	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、【注記事項】（重要な会計方針）「5．収益及び費用の計上基準」や（重要な会計上の見積り）「1．受託案件の進捗度に基づく収益認識」に記載のとおり、受託案件に係る売上高を、原則として、履行義務の充足に係る進捗度に基づき、一定の期間にわたり収益認識している。進捗度の見積りは、期末日までに発生した原価が、原価総額の見積りに占める割合によって行われている。ただし、取引開始日から履行義務を充足する時点までの期間がごく短い業務請負契約については、履行義務を充足した時点で収益を認識している。会社は、当事業年度において、受託案件に係る売上高のうち116,750千円について進捗度に基づき一定の期間で収益を認識している。</p> <p>会社は、進捗度に基づく収益認識の基礎となる原価総額の見積りを受託案件ごとに算定しており、受託案件の進行に応じて適宜見直しを行っている。原価総額の見積りは、経営者の最善の見積りと判断により決定されているが、予見できない仕様変更及び工程変更により大きく変動する可能性があり、一定の不確実性を伴っている。その結果、進捗度が変動する可能性があり、財務諸表に重要な影響を与える可能性がある。</p> <p>以上より、受託案件の進捗度に基づく収益認識には、経営者による主観的な判断が介在するとともに、将来の不確実性を伴うことから、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項とした。</p>	<p>当監査法人は、受託案件の進捗度に基づく収益認識の妥当性を検討するために、以下の手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 受託案件に係る売上高の計上に関連する内部統制について、その整備状況及び運用状況の評価を行った。 ・ 受託案件に係る売上高が進捗度に基づき一定の期間にわたり収益認識されていることを確かめるため、受託案件別の売上明細表と契約書等を閲覧するとともに、受託案件ごとに進捗度及び売上高の再計算を実施した。 ・ 受託案件別に原価総額が合理的に見積られていることを確かめるため、受注稟議書や関連する見積書等を閲覧するとともに、受託案件ごとに算定した原価率と会社全体の平均原価率を比較し、差異要因について担当者に質問した。 ・ 受託案件別に発生した原価が正確に集計されていることを確かめるため、受託案件別の原価集計表を閲覧するとともに、サンプル抽出した特定の原価の根拠証憑を閲覧した。 ・ 受託案件別に見積られた原価総額が受託案件の進行に応じて適切に見直されていることを確かめるため、受託案件の検討会議資料を閲覧するとともに、原価に基づく進捗度と取引開始日から期末日までの経過期間を比較し、整合性について担当者に質問した。 ・ 受託案件別の原価総額の見積りの不確実性を評価するため、当事業年度に終了した受託案件について、原価総額の見積りとその実績を比較検討した。

固定資産の減損損失の認識の判定及び測定	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、当事業年度において、減損損失を71,489千円計上している。</p> <p>【注記事項】（重要な会計上の見積り）「2．固定資産の減損」に記載のとおり、会社は営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなっていることから、固定資産の減損の兆候があるものと判断し、減損損失の認識の判定及び測定を行っている。当該減損損失の認識及び測定は、取締役会で決議された翌事業年度の予算及び中期経営計画に基づき策定された将来キャッシュ・フローの総額と、関連する固定資産の帳簿価額を比較することで行われている。翌事業年度の予算及び中期経営計画には、今後の売上高の成長率や市場環境の変化等の重要な仮定が含まれている。これらの重要な仮定は経営者の最善の見積りと判断により決定されているが、経営者の主観的な判断が測定結果に重要な影響を及ぼす。</p> <p>以上より、固定資産の減損損失の認識の判定及び測定には、経営者による主観的な判断が介在するとともに、将来キャッシュ・フローの見積りの不確実性を伴うことから、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項とした。</p>	<p>当監査法人は、固定資産の減損損失の認識の判定及び測定の妥当性を確かめるため、以下の手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 固定資産の減損に係る内部統制の有効性の評価を行った。 ・ 翌事業年度の予算及び中期経営計画が取締役会で決議されたものであることを確かめるため、取締役会議事録を閲覧した。 ・ 翌事業年度の予算及び中期経営計画に含まれる今後の売上高の成長率や市場環境の変化等の重要な仮定の合理性を確かめるため、関連する市場環境に関する外部資料を閲覧し、会社の売上高の成長率とドローン市場の成長率を比較するとともに、市場環境の変化等について経営者に質問した。 ・ 将来キャッシュ・フローの見積りの不確実性を評価するため、過年度における予算とその実績を比較検討した。 ・ 固定資産の減損損失の認識の判定及び測定において、翌事業年度の予算及び中期経営計画に基づき割引前将来キャッシュ・フローが算定され、関連する固定資産の帳簿価額と比較検討されていることを確かめるため、将来キャッシュ・フローの見積資料や減損損失の認識の判定及び測定資料を閲覧し、再計算を実施した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。